Discussion Paper Series

No. 2026-02

将来世代考慮レジームの構築

*田崎智宏
国立環境研究所
〒305-8506　茨城県つくば市小野川16-2
*tasaki.tomohiro@nies.go.jp

尾上成一
東京大学未来ビジョン研究センター、慶應義塾大学大学院法学研究科

亀山康子
東京大学大学院新領域創成科学研究科サステイナブル社会デザインセンター

要旨：近年の国連による未来サミットの開催、環境問題の深刻化に伴う異時点に生ずる被害への懸念と世代間衡平性への注目、裁判所における将来世代の考慮に関する判決といった動向をふまえ、本研究では、世代間問題を乗り越えた持続社会の実現に向け、将来世代考慮の改善に資する社会レジームを提案した。提案にあたっては、将来考慮制度および世代衡平性の概念を俯瞰するレビューと年表作成を行ったうえで、将来世代考慮レジームの全体構造を提示するという創発的デザインアプローチを採用した。その結果、レジームの全体構造、6 つの指導原則、3 つの制度と支援ツールを提起した。最後に、提案したレジームに対して、批判的考察を行うことで、将来の課題を抽出した。
キーワード：世代間衡平性・持続可能な発展・未来サミット・制度論

2026 年 10 月

No. 2026-02

Establishing a Regime Considering Future Generations

*Tomohiro Tasaki
National Institute for Environmental Studies
16-2 Onogawa, Tsukuba, Ibaraki, 305-8506, Japan
*tasaki.tomohiro@nies.go.jp

Masakazu Ogami
Institute for Future Initiatives, The University of Tokyo;
Graduate School of Law, Keio University

Yasuko Kameyama
Sustainable Society Design Center, Graduate School of Frontier Sciences, The University of Tokyo

Abstract: In response to worsening environmental problems, recent developments at multilateral level such as the UN Summit of the Future, concerns over intertemporal environmental impacts and intergenerational equity, and court rulings that have increasingly taken future generations into consideration, have highlighted the importance of addressing long-term, intergenerational challenges. This study proposes a regime to enhance consideration of future generations and contribute to the realization of sustainable development that overcomes intergenerational challenges. To develop the proposal, we adopted a creative design approach consisting of a comprehensive review and chronological mapping of future-regarding institutions and the concept of intergenerational equity to support divergent thinking, followed by the convergence of insights into the formulation of a regime that systematically incorporates consideration of future generations. We present the overall structure of the regime, six guiding principles for considering future generations, three institutional mechanisms, and supporting tools. Finally, a critical assessment of the proposed regime was conducted to identify future research directions.

Keywords: intergenerational equity; sustainable development; Summit of the Future; institutional theory

October 2026

１．はじめに

2015年以降の環境政策は、目指すべき社会ビジョンの更新を伴いつつ大きな展開を見せてきた。2015年には持続可能な開発目標（SDGs）、気候変動分野におけるパリ協定、EU での循環経済の行動計画がそれぞれ成立し、その後の環境政策動向に大きな影響を与えた。人間社会システムの大きな転換が求められる環境政策のビジョンが掲げられ、環境効率性の改善よりも脱炭素、脱物質、脱プラスチックといった表現が用いられるようになり、より根本治療を目指す対策へと政策の重心がシフトしてきたといえる。

しかしながら、地球環境問題は複合化・深刻化しており、その解決の難しさが表面化している。また、民主制における政治的意思決定には、短期的な利益を優先させる誘因が生じうることも指摘されており（Thompson, 2010; Caney, 2016; MacKenzie, 2021; Ogami, 2024）、問題の解決や対策の合意形成における障壁となっている。持続社会の実現は21世紀の人類の存続にとっての重要な命題であり、そのための科学としてサステナビリティ・サイエンスが展開・発展してきたものの、世代を超えて悪影響を及ぼす世代間問題の解消・緩和は多くの課題を残している（田崎ら, 2023）。

とりわけ地球温暖化による影響が深刻化するなか、気候正義や気候変動に伴う世代間衡平性の問題が改めて注目されるようになり、実践的には世界各地で気候市民会議（例えば、三上, 2019; 松橋ら, 2024）やフューチャー・デザインのワークショップ（例えば、西條、2024；高知工科大学 HP；大阪大学 HP）などが開催された。さらに、ドイツの憲法裁判所の判決（Federal Constitutional Court of Germany, 2021; Hartwig, 2023）と韓国憲法裁判所の判決（Constitutional Court of Korea, 2024）により、国が長期の将来にわたる温室効果ガス（GHG）の排出削減目標を定めていないとする違憲判決も登場した。加えて、国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見（ICJ, 2025; 久保田, 2025）は、国際法上、国家には気候変動対策をとる義務があるとする、極めて重要な勧告的意見を公表した。この勧告的意見のパラ156-157）では、現世代を人類の受託者と位置づけ、尊厳ある生活条件を保全し、将来世代に引き継ぐという考えの現れである世代間衡平性は、「衡平 (equity)」の一形態であり、法規範の解釈を導く指針として同様の法的意義を有するとした。このように、司法における将来世代考慮の動きも進展した。また、国連では、2024年9月にハイレベルの会合である「未来サミット」を開催し、「未来のための協定（The Pact for the Future）と附属書「将来世代に関する宣言（Declaration on Future Generations）」（以下、「将来世代宣言」という。）などを採択した（UN, 2024）。未来のための協定では若者と将来世代についての4つのアクション[*1]が、将来世代宣言では9つのアクション[*2]などがそれぞれ提示され、世代間連帯を

[*1] 4 つのアクションは、次のとおり。アクション 34「子どもと若者が潜在能力を最大限に発揮できるよう、彼らの社会・経済開発に投資する。」。アクション 35「すべての若者の人権を促進し、保護し、尊重し、社会的包摂と統合を促進する。」、アクション 36「 国家レベルにおける若者の有意義な参加を強化する。」。アクション 37「国際レベルにおいて、意義ある若者の参加を強化する。」

[*2] 9 つのアクションは、次のとおり。1.長期的な思考と計画を確保する等のための科学、デー

強化する具体的な行動が合意されるに至った。呼応するように学問分野においても、半世紀ほど続いてきた世代間衡平性に関する議論が再び注目されてきている（例えば、大塚, 2022; Politics and Governance の特集号（巻頭言は Tasaki & Kameyama 2024）；織, 2025; 阿部, 2026）。

そこで本研究では、世代間問題を乗り越えた持続社会の実現が喫緊の課題だという認識に基づき、将来世代考慮の改善ならびに世代間衡平性の確保に資する社会レジームを提案することを目的とした。第2節で研究アプローチを説明し、第3節ではレジームをデザイン・提案するための準備として、発散的思考の作業として関連制度のレビューと年表の作成を行う。第4節では、提案する将来世代考慮レジームの全体像（基本構造）をデザインし、第5、6節ではレジームの要素を試案や開発の方向性とともに説明する。第7節では、提案する将来世代考慮レジームについて、批判的に考察する。

なお、本研究で用いる「レジーム」とは、個別制度を主な要素とし、それらの制度が運用される社会での実践の場、また、それらの実践の場に参加するアクターが目指す社会像や社会目標を含む、制度と規範、実践の集合を指す[*3]。本研究では、国レベルのレジームを主に想定するが、「社会」を地域社会として考えることもできるので、自治体レベルでのレジームにも適用できる可能性は高い。また、将来世代考慮レジームと民主主義レジームが共存しうるように、提案する将来世代考慮レジームが他のレジームと排他的な関係にあるとは考えない[*4]。

また、本研究では、「将来世代」などの用語を、次のように定義して用いることとした（設定の背景などは脚注[*5]を参照のこと）。

タ、統計およびフォーサイトの活用；2.知識、科学、情報への包括的かつ公平なアクセスの確保と、イノベーション、批判的思考、ライフ・スキルの促進ポジティブな変化と変革の担い手となる市民世代の育成；3.先見的な影響評価や予測リスク分析、GDP を補完する発展指標の利用による国および世界の会計システムの強化；4.将来の世界的なショックや危機等への備えと対応能力に対する投資の拡大とフォーサイトを活用したリスクの回避と軽減、ならびに最貧・最脆弱な人々による不釣り合いな費用や負担の回避；5.国および地方レベルを含む政府全体での調整；6.市民社会、学術界、科学技術コミュニティおよび民間部門を含む関係者との協力を強化する社会全体で取り組むアプローチの推進と世代間パートナーシップの奨励；7.国連を含む多国間システムによる本宣言の実施支援；8.国連システム全体における将来志向の組織文化の醸成とあらゆるレベルでの長期的・世代間思考を体系的な推進；9.将来世代特使の任命案への留意と、本宣言の実施状況を検証するハイレベル会合の第 83 回国連総会会期中の開催および実施状況に関する報告書の作成。

[*3] 「レジーム」とは、学問分野によって異なる定義が存在し、例えば、生態学や気象学などでは安定した状態そのものを指す場合や、国際政治学がいう「国際レジーム」のように規範や制度の集合を指す場合、民主主義体制、権威主義体制、全体主義体制といった統治の様式を指す場合がある。また、特定の文脈・分野におけるレジームの考えもあり、例えば「気候レジーム」 という表現がある（Kameyama, 2004)。本研究は、将来世代考慮という特定の文脈・分野におけるレジームであり、「国際レジーム」に近い定義となっている。

[*4] 排他的であるのは、「将来世代を考慮しないレジーム」との関係である。

[*5] まず、狭義の「将来世代」は、国連の定義（UN, 2023）である“all those generations that do not yet exist, are yet to come and who will eventually inherit this planet”という定義に準じて、設定し

- 将来世代（Future generations）：まだ存在しない子孫達。胎児を含む。
- 現世代・現在世代（Present generations）：現在、生存する全ての者。
- 若者（Youth）：被選挙権を完全に有さない年齢の者（満30歳未満）。小学生およびそれ以下の年齢の者を除く。
- 子ども（Children）：未成年（満18歳未満；こども基本法と同じ）。
- 広義の将来世代：上記の将来世代と子ども、あるいは上記の将来世代と若者および子ども。

２．研究の方法

研究のアプローチとしては、既存の法制度の解釈や有効性評価などに基づく積み上げ的アプローチではなく、既存の制度や知見をふまえつつ未来志向的に理想像をデザインするという創発的なアプローチを採用した。研究の手順としては、図1のとおりである。アプローチとしてはデザイン学[*6]のアプローチに近く、発散的思考と収束的思考[*7]を組み合わせながら、世代間衡平性をより確保された社会を実現するために社会レジームがどうあるべきかという観点から、将来世代考慮レジームの一つの姿を検討・考案するものである。ここでの発散的思考とは、設計対象のアイデアやその要素の候補を多数、思考の視野に入れる

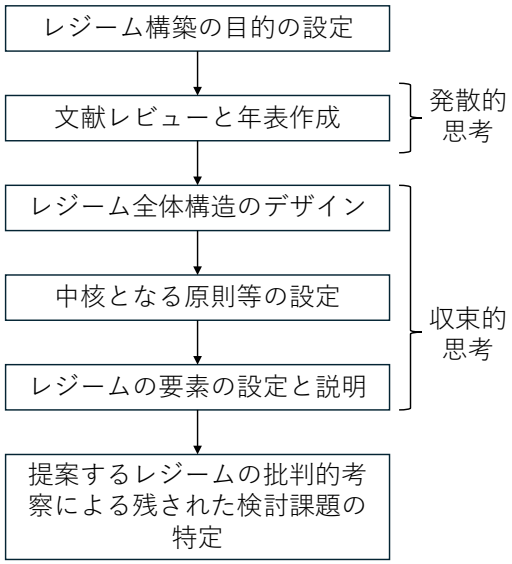


図１　本研究の手順

た。また、「未来のための協定」と「将来世代宣言」では、狭義の将来世代だけではなく、若者と子どもにも言及をしているので、本研究でも同様に議論の射程に入れた。このとき、できるだけ重複がない定義の方が議論が明確になりやすいため、「狭義の将来世代」「現世代」「若者」「子ども」をそのように定義している。加えて、将来世代宣言においては、”future generations, including children and youth”（パラ 20）というように、将来世代と若者や子どもをまとめて扱う部分もあるため、広義の「将来世代」も定義した。なお、Caney (2018)は、将来世代にはいくつかの定義があるとし、狭義の将来世代や子どもといった定義に加えて、ある世代に対して後続する全ての年齢コホートという定義もしている。

[*6] 様々なデザインのアプローチが考案・提起されている。それらの名称やキーワードを挙げると、例えば、エンジニアリングデザイン（Pahl et al., 2015）ソリューションデザイン（ムラタ, 2010）、デザインアクティヴィズム（パパネック, 1998; Fuad-Luke, 2009）、思弁的デザイン（ダン&レイビー, 2015）クリティカルデザイン（マルパス, 2019）、ソーシャルデザイン（筧, 2013）、デザイン思考（ノーマン, 2015）、デザイン思考とイノベーション（前野, 2019）などである。1970 年代頃の科学的なデザインリサーチや、近年の経済学におけるメカニズムデザイン（坂井, 2014）のような数式を多用した最適化等のアプローチと比べ、多様な思考様式や開かれたデザインの場によってデザイン目標を達成しようとする特徴がある。

[*7] 近年のデザイン思想における発散的思考と収束的思考の組み合わせを説明したものとして、英国の Design Council による double diamond コンセプトがある。

ものである。例えば、ブレインストーミングやスキャニングといった手法がアイデア出しに使われている。他方、収束的思考は、それらのアイデアをまとめて、一つの成果物の形にしていくものである。

ほぼゼロの状態から発案していくことも考えられるが、それではこれまでの知見を活かすことができず、非効率かつ非効果的な制度提案になってしまう。また、受容性という観点からも、実社会にて採用される可能性が乏しい結果を引き出すことになりかねない。そこで、発散的思考のために、将来世代考慮に関連する制度や国際社会における合意事項などをレビューすることとして、そのうえで、図1に示したように、レジームの全体構造をデザインしたうえで、レジーム内の構成要素の外形を定めていった。

このようなアプローチを採用したのは、(1)将来世代考慮する制度が正式な公共政策として実現できているものが少ないこと、(2)ウェールズの将来世代コミッショナー制度などにみられるように一部の実現した制度は存在するが、それらが将来世代考慮制度の可能性を規定するものではなく、既存制度に注目することがかえって将来世代考慮制度の可能性を狭めてしまう恐れがあること、(3)さらに、個別の将来世代考慮制度を組み合わせた全体のパッケージについての先行研究が筆者ら知る限り存在しないこと、が理由である。また、ロールズらの超越的制度論とセンらの比較評価アプローチ（あるいは漸進的制度論）でいえば（セン, 2011; 鈴村, 2008）、本研究の立場はセンらと同様の立場をとる。「完全に正しい社会とはどのような社会か」から議論を始めるロールズらの超越的制度論ではなく、セン（2011）が飢餓や貧困を減らすために、まず「完全に公正な社会」が何かを知らなければならないわけではないと主張するのと同様、「将来世代考慮がされた理想状態を知る」ことはなくても、よりよい状態の社会を構築することはできるし、その議論も可能というものである。

このようなアプローチの帰結として、レジームを構成する各要素についての正当性や妥当性、有効性については十分な論拠をすぐには提示できない。しかしながら、本研究はこの弱点をむしろ肯定的に捉え、今後の制度研究や実務上の検討が扱っていくこととなる論点などを明確化し、今後の議論の土台となることを想定している。

３．将来世代考慮制度および世代間衡平性の概念のレビュー

３．１　将来世代考慮制度のレビュー

将来世代考慮制度のレビューは、Boston (2016)や González-Ricoy & Gosseries (2016)、MacKenzie (2021)が行っており、これらをふまえたうえで、著者らもレビューを実施した（その結果は、尾上・田崎（2023）ならびに 6.1 節と 6.2 節を参照）。上記先行研究群が立法・行政・司法の三権に着目していたことから、そのレビュー対象範囲を広げ、経済システム、文化システム、教育システムを含めて考察を行い、「監視的機能」と「醸成的機能」の 2 つの特徴が含まれることを指摘した。この監視的機能を主とする「監視的制度」は、いわば性悪説のような立場を前提とすることとなり、人々の決定は短期的指向になりがちで将来世代

考慮に至らないことから監視をするというものである。他方、醸成的機能を主とする「醸成的制度」は、適切な場さえ設定されれば人々は将来世代のことを考えることができるというように、性善説のような立場を前提としている。後述するように、本研究では、この 2 つの制度類型を考慮してレジームのデザインを行うこととなる。

その後、三権に着目する研究の流れをくむ Rose（2024）により、将来世代を代弁する各国の 25 の制度（institutional proxy representatives of future generations）に対する幅広いレビュー・評価が行われ、3 つの制度類型が提示された。誰が将来世代の利益を代弁させるかという観点から、独立したガーディアン（independent guardian）、政治的・行政的な助言・調整機関（political or administrative advisory or coordination body）、サステナビリティ・ステークホルダー委員会等（sustainability stakeholder council or commission）という 3 つに類型化されている。確かに、将来世代という現存しない特徴を有する者を含めた制度の類型としては重要かもしれないが、この類型を用いるには 2 つの留意点がある。第一に、冒頭で述べた近年の未来サミットや国際司法裁判所での議論が、現世代が将来世代を考慮する、あるいは注意義務という点に着目するスタンスに同調していない点である。近年の議論がこのようにしている利点は、将来世代にどのような請求権があるのかという難しい論点を回避できることにあるが、Rose の類型はむしろその論点を積極的に取り込んでしまっているのである。第二に、製品デザインのアナロジーでいえば、どのような機能をもちえるかが先んじて検討されたうえで、どのような部品が用いられるかが検討される。制度デザインでいえば、制度の機能が検討されたうえで、誰が担うかが検討されるのは次の段階となる。Rose の分類は、ここでいう「次の段階」での議論に有用なのである。そこで、本研究では Rose の 3 類型は個別制度の具体的設計で参照することとし、レジームの基本デザインにおいては重視しないことにした。

他方、Rose（2024）の制度レビューは、興味深い観点での特徴づけも行っている。まず、三権への関与については、行政に関与する制度が最も多く、続いて立法であった。次に、政策サイクルのどの段階での関与が多いかについては、全ての制度がアジェンダ設定段階に、また、多くの制度が政策実施段階に関与するものであり、政策形成段階や政策実施後の政策評価段階に関与する制度は少なかった。さらに、Rose（2024）は政治的手法としての類型も行っており、助言や協議、政策提言などといったソフトな手法が、監査・オンブズマンといったハードに監視を行う手法よりもかなり多いことを指摘している。現実的に採用されている制度の数が制度の受容可能性や実施可能性を示しているとすれば、「監視的制度」の導入には限界があり、「醸成的制度」が主たる役割を担うと解釈することができる。ただし、これは将来世代の権利が認められていない社会（あるいは時代）においての 2 種類の制度の優位性を述べたものであり、将来世代の権利が認められるのであれば、権利行使に伴い「監視的制度」の役割が増す可能性があることに注意が必要である。

３．２　世代間衡平性に関する年表作成

世代間衡平性に関する哲学的、法学的、経済学的検討は、過去 100 年程度のなかで様々なことが行われてきた。多くの研究ですでに議論されているので、本研究では繰り返して論じることはせずに、これらをまとめ、付表１のとおりに年表を作成した。著者らなりに大きな歴史的流れをまとめると次のとおりとなる。学術的には、古くから異時点間の配分問題や異なる世代間の倫理・哲学が議論されてきた。現在も参照される先駆的著作物（ロールズ、ソロー、ワイスなど）は 20 世紀中に登場しており、それらの重要性は今でも変わらないといって過言ではない。世代間衡平性の概念の学術的基盤が確立していった時代といえる。学術的な議論がその後、進展していくのは、地球環境問題という影響が大きい問題が現実化したことが大きな一因といえ、より精緻な、あるいは文脈に特化した議論が展開されていくこととなる（例えば、「気候正義」など）。このような動向は、実務・実践の分野にもあてはまる。国連が規範的に将来世代を言及していた 1970～80 年代の頃から、1990 年代以降の各国での将来世代考慮が試みられる頃へと移行したことは、同様の軌跡をたどったと解釈できる。規範から実践への移行であり、誰が将来世代考慮を行うかの模索の時代が始まったことになる。2000 年代および 2010 年代が過ぎ、2020 年代に入ると、危機感を伴う将来世代考慮の議論が強まってくる。世代間の不衡平性が顕在化したことによる是正の要求であり、特に、若者によるムーブメントが特徴的である。「未来のための協定」に反映されたように、将来世代を護るべき存在として捉えるだけでなく、将来を創るための存在としての位置づけもされる契機になっていると考えられる。現在進行形であり、歴史的評価を行うにはまだ早そうであるが、将来世代考慮には「どう配慮するか」に加えて「どう参加させるか」の考慮も射程に入ってきたといえそうである。なお、参加には現存している世代である必要があるため、自ずと狭義の「将来世代」ではなく、広義の「将来世代」が注目されることになる。

４．将来世代考慮レジームの全体像

４．１　レジームの現状の確認とデザインの基本形

将来世代考慮レジームの全体構造を提案する前に、現在の状態を確認する。特に、尾上・田崎（2023）が示したように、議会や行政、司法だけでなく、幅広い領域で将来世代を考慮しようという制度や活動がある。これを「各分野での実践」と表現すると、現状は図2のような状態にあるといえる。点線の原則や制度的基盤は一部の国等で存在するのみであり、また、それらも十分に確立されたとはいえない状態である（そのため、図2では、この部分を点線で示した）。例えば、将来世代の利益や権利の保護、または彼らへの責任に言及する憲法がある国もあれば、そのようなものが

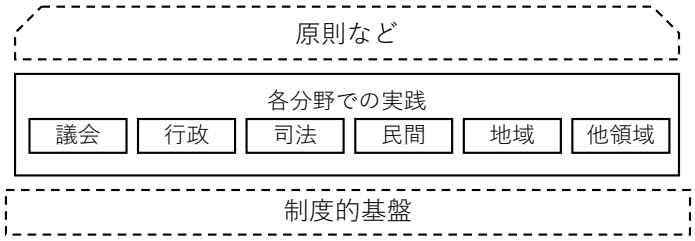


図２　将来世代考慮の現状

ない国もある。ウェールズの事例のように制度的基盤（将来世代ウェルビーイング法）を有するものもあれば、フューチャーデザイン・ワークショップのように制度的基盤は不在のまま行われているボトムアップの活動もある（6.2節を参照）。

様々な制度や規範を包含する将来世代考慮レジームを構築するという視点で見ると、次の二つの要素の具体化が必要と考えられる。第一に、法律等によって確立された制度的基盤である。制度基盤があると、各分野での実践がより行いやすくなるだろう。第二に、全体として向かう方向を示す指針や原則である。たとえば尾上・田崎（2023）のレビューが示した長寿企業の事例では、制度としてではなく、原則として企業理念などを掲げた経営が行われていた。また、司法分野での実践を考えた場合、原則や形成された社会目標（例えば、国家の政策目標）があるのとないのとでは、司法判決が異なるものになる。そこで、本研究で提案するレジームの基本デザインは、図3に示したように、各分野での実践を制度的基盤で支え、原則や社会目標で引っ張りあげるという三層構造を想定することにした。

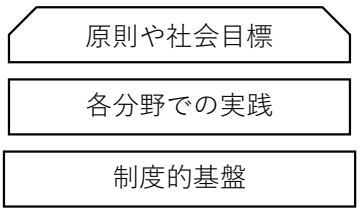


図 3　提案するレジーム・デザインの基本形

三層構造の上部構造と下部構造を検討することが本研究の中心課題であり、図2の点線部分を明確に具体化することが本研究の実施事項である。しかしながらその一方で、三層構造のなかでは「各分野での実践」を最も重視する。その理由は、一般論として将来世代を考慮すべきということは議論できても、どのように考慮すべきかは個別具体的な文脈のもとでしか議論できないためである[*8]。将来世代考慮を実践するうえでも、世代間衡平性の観点から現世代の福祉を考慮に入れる必要がある。民主主義の体制と一言で言っても、どのように民主主義を実践していくかは、各時代の民主政治にゆだねられているのと同様、将来世代考慮レジーム内における個別の実践とその議論は、歴史的な経緯と他制度との整合性の中で決まる点が大きいと考えたのである。

続く4.2節では、図3に示したレジーム・デザインの基本形のもと、より具体的にレジームの基本構造をデザインする。

４．２　提案する将来世代考慮レジームの基本構造

本稿で最終的に提案する将来世代考慮レジームの全体像を図4に示す。この全体像を説明しながら、このような構造とした理由等の説明を行う。

[*8] 阿部（2026）も同様な立場をとり、自らが提示した 4 つの発想について、「将来世代の利益保護をめぐる諸発想の整理が学術論争に貢献するためには、やはり個別具体的な環境問題を特定する必要がある」として、気候変動の緩和策実施義務という個別具体的な文脈での検討を行っている。

まず、最上位（図の上部）には、社会の方向性を指し示す指導原則を位置づけた。指導原則（guiding principle）とは、世代間連帯が確保された社会の理想状態あるいはその方向性を理念的に提起するものである。前述したように、適切な将来世代考慮というものは、現世代の考慮と世代内衡平性の検討を含むものであり、強い原則としての位置づけを与えることはできないといわざるを得ない。そこで、他の原則との調整を行いながら実現していく、比較的緩やかな原則として位置付けるのが適当と考え、「原則」ではなく「指導原則」とした。

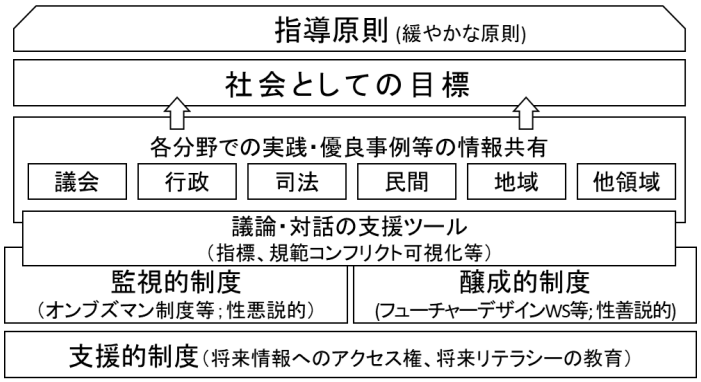


図 4　将来世代考慮レジームの全体像

次に、多くの公共政策が目標を設定するように、社会が理想状態に向かう道標として、あるいはその実現を促進するための中間的な到達点としての目標を設定する。それらのもとで、各領域での実践活動が行われるとした。これは、現在、国際社会が SDGs に合意し、SDGs のもとで持続可能な発展を目指すという実態と符号するものである。ここでいう各領域とは、議会や行政、司法での活動や、民間の企業活動、地域での人々の生活活動などである。このことは、将来世代宣言の第31条の末尾で「全てのレベルで、長期かつ世代間の思考を促進する」と述べていることと呼応している。

続いて、「各分野での実践」の下部構造について説明を行う。本レジームの基盤となる制度については、先行研究での検討（田崎・尾上, 2023）をふまえると、人々が将来世代を考慮しにくい、いわば性悪説を前提とした「監視的制度」、適切な場さえ設定されれば人々は将来世代のことも考えられるという性善説を前提とした「醸成的制度」の2類型がある。加えて、オーフス条約にて環境情報へのアクセスが定められているように、将来の情報へのアクセスができることはこれら制度の運用における必須要素である。また、未来サミットの議論において「future-proofing（将来保証）」「anticipatory and forward-looking（予見と進取）」「future-oriented organizational culture（将来指向の組織文化）」「futures literacy（将来リテラシー）」といった概念・用語が登場し、将来世代宣言の第31条では「予見的計画、将来予見、将来リテラシーといった多様な能力を開発する」と述べられるに至ったように、将来の情報を咀嚼し検討するリテラシーも大切である。つまり、情報へのアクセスと教育を支える「支援的制度」も将来世代考慮レジームに不可欠な構成要素になると考えられる。そこで、これらの三類型の制度を将来世代考慮レジームの構成制度として組み込んだ。

ところで、支援制度のような学習的機能が提案するレジームに含まれるということは、ある分野・場面における将来世代考慮の実践が、他の分野・場面における将来世代考慮へ

の参考となる。グッドプラクティスの共有という形態の「実践」も重要となることを意味するので、図3の「各分野での実践」にはこのことも記載することとした。

しかしながら、短期的志向が将来世代考慮を妨げるとともに、将来の出来事という未到来である不確定性や未知性があることから、将来世代考慮の実践はそれでも難しく、有効に機能しない可能性が残ることは否めない。そこで、人々の将来世代考慮を支援する支援ツールをレジームに加えることとした（詳しくは6.4節で述べる）。そのようなツールを使いながら「各分野での実践」（図1中の上から3段目）が行われ、現世代の考慮と将来世代の考慮のバランスが検討されるというものである。レジームにおいてはツールを開発する存在が必要となるが、学識者や学会などにそれを行う役割が期待されることとなる。

５．将来世代考慮レジームの 6 つの指導原則と社会目標

続いて、提案する指導原則を検討した結果を述べる。本研究では、レジームを提案することに研究の主眼があり、また、詳細な検討は法学者などに委ねるべきと考えていることから、試案あるいはたたき台としての指導原則の提案となる。そこで、既存の国際的な宣言や条約を、比較的そのまま援用するような形で提起することとした。本研究で設定した6つの指導原則は次のとおりである[*9]。

1. 現世代の決定、行動、不作為が世代を超えた影響を将来世代に及ぼすことを認識し、現世代は、自らの決定と行動が、将来世代が自らのニーズを満たす能力を損なわないように努める。

[*9] 6 つの指導原則の英訳版は次のとおり。

1. Recognising that the decisions, actions and inactions of present generations have an intergenerational multiplier effect on future generations, present generations shall endeavour to ensure that its decisions and actions do not compromise the ability of future generations to meet their own needs.
2. Recognising that the promotion of intergenerational solidarity, as well as intergenerational dialogue, and social cohesion is an indispensable part of the foundation for human prosperity, and that future generations include children and young people, as well as all those generations that do not yet exist, and who will inherit this planet.
3. Given that the right to a clean, healthy and sustainable environment is recognised as a human right, all persons bear a solemn responsibility to protect and improve the environment for present and future generations. It must be recognised that environmental degradation, climate change, loss of biodiversity, desertification and unsustainable development constitute some of the most pressing and serious threats to the ability of present and future generations to effectively enjoy all human rights.
4. The present generation must ensure that its decisions take into account both intergenerational and intragenerational equity, and must also consider the common but differentiated responsibilities between generations.
5. Furthermore, the present generation must strive to eliminate the intergenerational transmission of poverty and hunger, inequality and injustice.
6. All persons have the right to access information held by public authority on intergenerational issues without having to declare an interest. Public bodies must collect and disseminate information and indicators on intergenerational issues that may conflict with intergenerational equity.

2. 世代間の連帯と対話ならびに社会的結束の促進が人類の繁栄の基盤として不可欠なものであること、また、将来世代には子どもなどの未成年や若者、ならびに、まだ存在していない、この地球を受け継ぐすべての世代が含まれることを認識する。
3. クリーンで健康かつ持続可能な環境への権利が人権として認められていることから、すべての人は、現在及び将来の世代のため環境を保護し改善する厳粛な責任を有する。環境の劣化、気候変動、生物多様性の喪失、砂漠化および持続不可能な開発が現在および将来の世代がすべての基本的人権を効果的に享受する能力に対する最も重要かつ深刻な脅威の一部を構成することを認識しなければならない。
4. 現世代は、その決定において世代間の衡平性と世代内の衡平性がともに考慮されるようにしなければならず、また、世代間の共通だが差異ある責任を考慮しなければならない。
5. また、現世代は、貧困と飢餓、不平等と不公正の世代間伝播をなくすように努めなければならない。
6. すべての人は、利害関係を表明することなく、公的機関が保有する世代間問題についての情報にアクセスする権利を有する。公的機関は、世代間の衡平性に抵触する可能性のある世代間問題についての情報や指標を収集し、一般に公開しなければならない。

指導原則1の最初は、将来世代宣言の前文にある「Recognising that the decisions, actions and inactions of present generations have an intergenerational multiplier effect」を採用したもので、残りは、有名な持続可能な発展の考えである「Our Common Future」のパラ27（World Commission on Environment and Development, 1987）の「Humanity has the ability to make development sustainable to ensure that it meets the needs of the present without compromising the ability of future generations to meet their own needs.」を採用したものである。現世代のニーズを満たすことを確保しつつも、現世代の行為による世代間影響をふまえ、将来世代が自らのニーズを満たすことにも留意するというものであり、世代間衡平性と現世代の将来世代考慮の規範を明示するものである。

指導原則2は、将来世代宣言の2つの記述を組み合わせたものである。前半は、将来世代宣言の指導原則4の前半の「The promotion of intergenerational solidarity, as well as intergenerational dialogue, and social cohesion is an indispensable part of the foundation for the prosperity of future generations」に基づく。人類の長い歴史のなかで、仮に特定の世代が利己的になり後続する世代の生存基盤を脅かすようであれば、人類が存続することへの大きなリスクとなる。したがって、世代間の連帯と結束を強調し、人類の反映の基盤とする将来世代宣言の考えは、人類として存続を断念するようなことを想定しない限り、妥当な認識といえるため採用した。指導原則2の後半は、将来世代宣言の前文の「Cognizant that future generations are all those generations that do not yet exist, and who will inherit this planet」を言い改めたものであり、若者や子どもを明示的に登場させている。この理由は2つある。

まず、未来のための協定および将来世代宣言の特徴の一つに、将来世代を二つの面からとらえていることがある。一つは護られるべき存在としての将来世代であり、もう一つは将来をつくる存在としての将来世代である[*10]。護られるべき存在としては現世代による将来世代考慮でよいが、将来をつくる存在の場合には、将来世代の参加のプロセスが求められる。現存しない将来世代の参加は物理的に不可能なので、現世代ではあるが将来世代に近接性のある若者や子どもに着眼し、その参加を確保しようとしているのが、未来のための協定である。この国際動向と歩調を合わせたのが若者や子どもを加えた一つの理由である。もう一つの理由は、実際に、護られるべき存在として将来世代考慮を行うにしても、若者や子どもの将来を考慮するということも現実には起こりうる。そもそも、実際の世代間の接続状態は、現世代と将来世代というようにクリアに二分できるのではなく、異なる世代が同時点に存在するという「世代重複モデル」の形態をとる。このため、狭義と広義のどちらの将来世代を考慮するかは各事案ごとに議論すべきものとした。なお、指導原則4の後半は、家族志向の政策の役割に言及するものであるが、家族を強調することで縁故主義を助長し、世代内衡平性がむしろ拡大する恐れがある。そこで、この部分は、本研究で提案する指導原則には採用しなかった。

指導原則3は、環境権に関する国連決議（UN, 2022）と人間環境宣言（1972）をもとに作成した。同決議は、「クリーンで健康的で持続可能な環境への権利を人権として認める」「クリーンで健康的で持続可能な環境への権利は、他の権利および既存の国際法と関連していることを指摘する」「クリーンで健康的で持続可能な環境への人権の促進には、国際環境法の原則に基づき、多国間環境協定の完全な実施が必要であることを確認する」「各国、国際機関、企業、およびその他の関連ステークホルダーに対し、すべての人々にクリーンで健康かつ持続可能な環境を確保するための取り組みを強化するため、政策の採択、国際協力の強化、能力構築の強化、および優良事例の共有を継続するよう求める。」という4項目からなる[*11]。指導原則3の第一文は、同決議4項目の根幹となる第一項目を追認したうえで、環境問題の原点に返り、人間環境宣言の原則1の第一文「人は、尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等及び十分な生活水準を享受する基本的権利を有するとともに、現在及び将来の世代のため環境を保護し改善する厳粛な責任を負う。」を再確認するものである[*12]。指導原則3の第二文は、同決議の前文である「環境の悪化、気候変動、生物多様性の損失、砂漠化、および持続不可能な開発は、現在および将来の世代がすべての

[*10] それぞれ「将来世代は、現世代の行動と不作為の結果とともに生きていかなければならない」、「将来世代は・・・変化の担い手である」といった記載があることが証左である。

[*11] 田崎による和訳。以下同様。

[*12] 「厳粛な責任を有する」の「厳粛な」という表現を含めるべきか、1972 年当時の状況と異なる現在でもこの表現は適当かという議論はあった。しかしながら、提案する指導原則の第 2 文を鑑みると、その緊急性と深刻性は多大であり、この文章を変更する積極的理由は見当たらなかった。なお、今回提案する指導原則は、国連の宣言と同様、人類全体に向けるものであり、法律家が法解釈を行いやすい表現になっているかという点では議論の余地があるだろう。

人権を効果的に享受する能力に対する最も差し迫った深刻な脅威の一部を構成していることを認識する。」を採用した。本稿の冒頭に述べた近年の環境問題の深刻化と世代を超えた悪影響の発生とさらなる悪化の予見状況をふまえると、その緊急性に言及しないという判断はできなかった。なお、将来世代宣言（2024）の指導原則5でも「A clean, healthy and sustainable environment, where humanity lives in harmony with nature, must be created and maintained by urgently addressing the causes and adverse impacts of climate change and scaling up collective action to promote environmental protection.」と述べられて、良好な環境を維持することが重視されているとともに、環境権に関する国連決議の前文では「持続可能な開発（社会的、経済的、環境的の三つの次元）および生態系を含む環境の保護が、現在および将来の世代の人間の福祉の向上とすべての基本的人権の完全な享受に寄与し、促進することを認識する」と述べているように、環境の保護が将来世代に資することは認識されている。

指導原則4は、気候変動枠組条約（1992）の原則をもとに作成した。同条約の原則1の第一文では「The Parties should protect the climate system for the benefit of present and future generations of humankind, on the basis of equity and in accordance with their common but differentiated responsibilities and respective capabilities.」と述べている。現世代と将来世代の両方の利益に言及しつつ、「衡平の原則」に基づくことと、「共通だが差異のある責任」（CBDR）をふまえることの二点に着目した文章である。衡平性については、語句として明示はされていないが、「現世代と将来世代の両方の利益」という点は少なくとも世代間衡平性を述べていること、「共通だが差異のある責任」が主に南北問題、つまりは世代内衡平性の文脈で議論されてきたことから、この文章は世代間衡平性と世代内衡平性の両方を含意していると解釈できる。また、2024年の「未来のための協定」では「to protect the needs and interests of present and future generations」(パラ1)と両世代に言及しつつも、「to reduce inequalities within and between countries」(パラ14)と世代内の不平等をも訴える内容となった。世代間衡平性と世代内衡平性の両方がすでに国際社会での議論の射程に入っている。そこで、指導原則4の前半では、この点を明示して、現世代の意思決定時の考慮事項とした、指導原則4の後半に採用した「共通だが差異のある責任」の考えは、これまでが世代内の議論が主であったことから、その拡張を行うことを強調するために「世代間の共通だが差異ある責任を考慮しなければならないとした[*13]。世代内で「共通だが差異のある責任」が果たされることを否定・看過するものではない。

指導原則5は、将来世代宣言（2024）の指導原則3「The opportunity for future generations to thrive in prosperity and achieve sustainable development must be ensured, including by eliminating the intergenerational transmission of poverty and hunger, inequality and injustice, and acknowledging the special challenges faced by the most vulnerable countries, in particular African countries, least developed countries, landlocked developing countries and small island developing

[*13] 「世代間の共通だが差異ある責任」の具体化は、今後の研究課題である。

States.」の下線部をもとに作成したものである。貧困研究において、貧困が次の世代に伝播する問題は長らく指摘されてきたように、このような伝播が世代内衡平性を固定化したり悪化させることにもなる。他の指導原則では言及されていない特徴的かつ重要な観点である。

指導原則6の第一文は、オーフス条約の第1条における「現在及び将来の世代のすべての人々が、健康と福利に適した環境のもとで生きる権利の保護に貢献するため、締約国はこの条約の規定にしたがって、環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における公衆参画、司法へのアクセスへの権利を保証する。」[*14]という同条約が求める「環境に関する情報へのアクセス」を「世代間問題についての情報へのアクセス」に転用したものである。同様に、指導原則6の第二文は、オーフス条約の第4条1で規定する「各締約国は、本条の以下の各項に従い、公的機関が、環境情報の開示請求に応えて、国内法の枠組み内において、公衆がそのような情報を入手できるようにすることを確保しなければならない。」と第5条2で規定する「各締約国は、国内法の枠組みにおいて、公的機関が環境情報を公衆に利用可能とする方法の透明性が高いこと、および環境情報に効果的にアクセスできることを確保しなければならない。」を世代間問題についての情報へのアクセスに転用したものである。将来の状態などについての情報がなければ、国際司法裁判所が指摘するような、現世代が的確に将来世代に対する注意義務を行うことが難しくなるため、このような指導原則は不可欠と考えられる。

これらの指導原則は、世代間の関係を対立モデルとしてではなく、包摂モデルとして位置付けている。とりわけ、指導原則2で明示している世代間の連帯、指導原則4が間接的に表明している将来世代と現世代の両方を考慮すべきという点にその特徴が現れている。

なお、将来世代宣言は、10の指導原則を示している[*15]。しかしながら、例えば、指導原

[*14] オーフスネット（2006）による和訳。以下同様。

[*15] 将来世代宣言の 10 の指導原則は以下のとおり。1.国際平和と安全の維持と国際法の全面的な尊重は、国際連合憲章の目的と原則に沿って推進されなければならない。2.市民的権利、政治的権利、経済的権利、社会的権利、文化的権利を包含する、すべての人の人権と基本的自由の追求と享受は、いかなる種類の差別も区別もなく、尊重され、保護され、促進されなければならない。3.貧困と飢餓、不平等と不公正の世代間伝達をなくし、最も脆弱な国々、特にアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国が直面する特別な課題を認識することを含め、将来の世代が繁栄し、持続可能な開発を達成する機会を確保しなければならない。4.世代間の連帯、世代間の対話、社会的結束の促進は、将来世代の繁栄の基盤として不可欠なものであり、この点で、持続可能な開発に貢献するものとして、家族、家族に優しい政策、家族志向の政策の役割が認識されなければならない。5.気候変動の原因と悪影響に早急に対処し、環境保護を促進するための集団行動を拡大することによって、人類が自然と調和して生活できる、クリーンで健康的かつ持続可能な環境を創造し、維持しなければならない。6.衡平性と連帯の原則に導かれた、責任ある倫理的な科学技術・イノベーションの利用の促進は、科学技術開発とデジタル協力のためのオープンで公正かつ包括的な環境を促進するために必要であり、同時に、国内および国家間のデジタル・デバイドを含む科学技術・イノベーションの隔たりを埋めるために必要である。7.ジェンダー平等の達成、すべての女性と女児のエンパワーメント、いかなる差別もない人権と基本的自由の完全な享受は、持続可能な未来のために必要な要件である。8.現在および将来の世代の障がい者が、意思決定プロセスに積極的に関

則１は平和と安全の維持、指導原則2は人権の保護というように、現在も将来も重要なことを再確認する内容であったり、指導原則5の気候変動、指導原則6の科学技術といったように特定の分野における留意点を国際社会が再確認する内容であったことから、上記で提案する指導原則には含めなかった*16。

社会目標については、SDGs の目標年である2030年が近づいていることから、ポストSDGs として検討を行った。当面は将来考慮レジームの確立と普及が大切であることから、制度導入に着眼し、将来世代考慮制度の導入国数あるいは導入国が占める割合のいずれかの目標を設定することを一つの案として提案する。社会目標は、その時々で更新されていくものであり、レジームそのものの構造には影響を与えないことから、本研究ではこれ以上は踏み込まない。

６．将来世代考慮レジームの 3 つの制度と支援ツール

本研究で提案するレジームの3つの制度と支援ツールの詳細設計は、今回の発表における対象外であるが、それらの今後の開発・議論のため、どのような制度・支援ツールが提案もしくは議論されてきたのか、利用可能性があるのかを説明・考察する。

６．１　監視的制度

監視的制度としては、三権分立のなか、まず司法による立法と行政の監視・介入を想定できる。前述したドイツの憲法裁判所は、2021年、将来世代に気候緩和コストの大半を将来世代に負担させることになる2019年気候保護法を憲法違反であるとした（Federal Constitutional Court of Germany, 2021; Hartwig, 2023）。憲法第20a 条に基づき、政府は将来世代に配慮する責任があるとし、2031年以降の GHG 排出削減計画を定めない同法を問題視したのである。また、1997年、チリの最高裁判所は、同国政府が承認した森林の伐採計画の承認取り消しを命じている（González-Ricoy, 2016)。この判決において、チリ最高裁判所は「汚染のない環境で生活する」という憲法上の権利が将来世代も対象にしていると解釈し、伐採計画が彼らの権利を脅かす故に違憲だと判断した。いずれの事例も、憲法のなかで、将来世代の権利ないしは現世代の将来世代の配慮責任があることを定めている（以下、「世代間条項 (intergenerational provisions)」という。）ために、このような判決が可能あるいは容易になっていることは重要なポイントである。世代間条項がなければ、裁判官が他の法規範から法解釈によって導出しなければならなくなる。また、ドイツ憲法裁判所の特長として、頻繁に、かつ幅広く原告適格を認めている点にも注目すべきである。誰が将

与する機会を含め、社会に完全かつ平等に参加することは、誰一人取り残されることのないようにするために極めて重要である。9.人種主義、人種差別、外国人排斥およびそれに関連する不寛容を撤廃し、人種的平等を達成し、すべての人々のエンパワーメントを図ることは、豊かで持続可能な未来のために必要なことである。10.国際連帯と協力を強化し、信頼を再構築し、人間の尊厳が確保された安全で公正かつ持続可能な世界を創造するためには、包摂的で透明性のある効果的な多国間システムが不可欠である。訳はいずれも田崎による仮訳。

*16 上記で提案する指導原則とは性質が同一ではなかったために含めなかったのであり、著者らがその内容に反対するわけではない。

来世代のために声を挙げられるか、織（2025）が指摘するところの既存の司法体制が「制度的代理性」を有しているかに大きく関わる。

憲法における「世代間条項」は、Tremmel (2006) によれば、3つに分類される。第一は「一般条項 (general clauses)」と呼ばれるもので、憲法が、将来世代の利益や権利の保護、または彼らへの責任に言及する。憲法の前文に記されることが多い。第二は、自然環境の保全や持続可能な開発の促進を謳う世代間条項である。例えばスウェーデンの憲法は、現在および将来世代のために良好な環境をもたらす持続可能な開発を促進することを公的機関に対して求めている（Tremmel, 2006）。第三は、財政赤字の防止を目的とした世代間条項である。例えばドイツでは、2009年に低い政府債務水準を求める「債務ブレーキ」条項が基本法（憲法）に盛り込まれている（González-Ricoy, 2016）。

日本国憲法の第11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない．この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」や、第97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」は、上記の一般条項に相当すると考えられるが、阿部（2026）が批判的に「環境条約が前文や条文で将来世代の利益保護に触れている場合でも、当該条約の解釈に際しその考慮が義務づけられているのかは不明である。このことから、その考慮は『道徳的あるいは倫理的義務』と表現され、法実践としてすら評価されないこともあり」と指摘するように、世代間条項のみが存在しているだけでは、将来世代考慮は必ずしも実践されず、監視的制度としては機能しにくいといえる。

立法における将来世代考慮の監視的制度の例としては、フィンランドの「将来委員会 (Committee for the Future)」、ドイツの「持続可能な開発に関する議会諮問委員会 (Parliamentary Advisory Council on Sustainable Development)」（以下、「持続委員会」という。）を例として挙げることができる（尾上・田崎, 2023を参照）。フィンランドの将来委員会は、国会の常任委員会として設置され、将来委員会は各政党から選ばれた17名の国会議員（構成は各党の獲得議席数に応じる。）と4名の事務官からなる。その任務には、フィンランドを取り巻く長期的な課題についての調査・研究や、政府が4年に一度発行する「将来レポート」に対する国会としての公式回答の作成などが含まれる。将来レポートは、政府が将来に大きな影響を与えるような問題に関する方針を表明するためのもので、将来委員会はこのレポートの内容に影響を与えることができる。一方、ドイツの持続委員会は、国会議員（委員と代理委員がそれぞれ17名、構成は各党の獲得議席数に応じる。）と3名の秘書官からなる。重要な任務の１つは、持続可能な開発目標に照らし合わせて「連邦政府の法案や法廷文書を審査し評価すること」であり、具体的には、持続可能な開発のプロセスを促進することを目的とした勧告を連邦政府に提出することができる。さらに持続委員会は、各省庁から提出された持続可能性に関する報告書を評価する権限を有

し、その結果を意見として国会の常任委員会に提示することもできる。提出を受けた国会の常任委員会は、持続委員会が提出した評価結果について議論し報告書を作成しなければならない（Kinski and Whiteside, 2023; Reimer, 2021）。

いずれも、司法のような差止の権限はないが、チェック機能を持たせているという点で、監視的制度の一つといえる。ただし、いくつかの制約もある。フィンランドの将来委員会は国会の他の常任委員会とは異なり、個別の法案の審査はしない (Koskimaa and Raunio, 2020)。ドイツの持続委員会は、国会の常任委員会ではなく、政府や議会に対して助言を行う機関という位置づけであり、持続可能な開発目標と相容れないと思われる法案を拒否したり、法案審議を停止させたりする権限を持たない(Kinski and Whiteside, 2023)。また、これらの2つの委員会の特徴としては、どちらも国会議員が委員会の構成メンバーになる制度設計となっている点である。誰が将来世代の代弁をするかについては、一定水準の正当性が求められることから、民主主義で選ばれた議員がその役割を担うこと、また複数の議員でその役割を担うことでその正当性を確保し、特定の思想・嗜好に起因する偏在的な見解に基づく将来世代考慮が行われることを抑制しているといえる。

また、ハンガリーの将来世代オンブズマンは、三権とは独立した組織による監視的制度といえる。2012年からの将来世代オンブズマンは、2008年から2011年まで活動した将来世代議会コミッショナーの後継であり、2011年のハンガリー憲法改正に伴って導入された。将来世代議会コミッショナーでは、国家が将来世代のために自然環境を保護・保全する義務を定めたハンガリー基本法に基づいて、(1)基本法への違反行為が発見された場合に違反の原因となった機関、組織、民間人に対して是正勧告を行うこと、(2)国や地方の法律が基本法に違反していると判断した場合には、憲法裁判所や最高裁判所に訴えること、そして(3)基本法に違反すると思われる行政行為を停止させることなどの権限が、2007年に改正されたオンブズマン法によって与えられていた（Ambrusné, 2010）。将来世代オンブズマンは、同様に環境問題を対象とするものの、基本権コミッショナーの副コミッショナーという位置づけで、基本権コミッショナーの同意なしには必要な調査が行えないなど、将来世代議会コミッショナーだった頃と比べると独立性の低下や権限の削減がみられる（進藤, 2020; Smith, 2020）とのことであるが、独立した機関による監視機能を担っていることには変わりがない。同議会コミッショナーの経験者によれば、このような制度の要件として、法的根拠及び権限について憲法に規定があること、政府から独立していること、行政の情報にアクセスできること、社会的ネットワークが豊かなこと等を指摘しているとのことである（大塚, 2022）。また、その実効性を高める要因として、学際的なスタッフの存在、体系的アプローチ、手続の反復、ネットワークを挙げている。将来にわたる問題に対して助言を行えるようなシンクタンクとして能力がなければ、適切な勧告も助言もできないことから、スタッフの配置やネットワークは重要な指摘と考えられる。また、同経験者は、社会の対立に橋渡しをする機能（大塚, 2022）を主要な機能の一つとして挙げていた。的確な監視をすることと敵対することとは必ずしも同一ではなく、むしろ、理想とする社会に

向け、社会の方向性をまとめていくことへの配慮も監視的制度には求められるのかもしれない。

行政機関全般を広く監視する制度の例としては、ウェールズの「将来世代のウェルビーイング法 (The Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015)」（以下、「将来世代法」）と「将来世代コミッショナー」（「ウェールズのための将来世代コミッショナー (The Future Generations Commissioner for Wales)」）を挙げることができる（Davidson, 2020; 中村民雄, 2019; 一原, 2024）。ただし、本制度の運用においては、多くの参加の機会を確保しており、将来世代考慮の醸成的機能も果たしている。監視的制度と醸成的制度は必ずしも排他的ではなく、両方の機能を組み込むことができることを指摘しておきたい。将来世代コミッショナーは2016年から活動しており、現在は2代目のコミッショナーが着任している。将来世代コミッショナーは、2015年の将来世代法のもとで将来世代のガーディアンとして行動し、ウェールズの全ての公共機関に対し、その活動がもたらす長期的な影響を配慮するよう勧告・監視・評価などを行うことができる。コミッショナーが公共機関に対して行う勧告には強制力がないが、勧告からの逸脱には説明責任が伴うものである (Davies, 2017)。

監視的機能をコミッショナーに付与していると同時に、将来世代法では、ウェールズのウェルビーイングのための社会目標を7つ[*17]掲げている点と、すべての公的機関に対して、持続可能な発展を実践するための5つの原則（The sustainable development principles と呼ばれる。長期的視座 (Long-term)、統合的視座 (Integration)、利害関係者の関与 (Involvement)、協力・協働 (Collaboration)、予防 (Prevention)の5つ[*18]。）を考慮して活動することを求めている点にも注目をしておきたい。前述の「対立」に関係するが、このような整理により、各公的機関が行う活動の方向性と将来世代コミッショナーが指摘する方向

[*17] 7 つの目標とは、以下のとおり。繁栄するウェールズ：革新的，生産的，低炭素の社会であって，地球環境には限界があることを認識し，気候変動に対処することを含め資源を効率的かつ比例的に使う社会。強靭なウェールズ：社会的，経済的，生態的強靭さと変化（たとえば気候変動）への順応力を支える，健全な生態系の営みをもつ，生物多様な自然環境を維持し強化する国家。より健康なウェールズ：人々の心身の幸福が最大化され，将来の健康によい選択と態度が理解される社会。より平等なウェールズ：人々が，その生い立ちや境遇（社会経済的背景や境遇を含む）が何であれ，自分の持てる力を発揮できる社会。結束したコミュニティのウェールズ：魅力的で，存続し，安全で，よく結びついた諸コミュニティ。文化が躍動しウェールズ語が栄えるウェールズ：文化，遺産，ウェールズ語を推進し保護する社会であって，人々が芸術，スポーツ，娯楽に参加することを奨励する社会。グローバルにも責任をもつウェールズ：ウェールズの，経済，社会，環境，文化の幸福の向上をするとき，そのことがグローバルな幸福にプラスに貢献するかどうかを考慮する国家。訳はほぼ中村（2019）による（2 つ目と 7 つ目の目標の末尾のみ、中村による訳の「ウェールズ民」から「国家」に変更した。原語が「a nation」であるため。）

[*18] 法律の原文では、より具体的な説明がされており、ここで示した単語の見出しが使われているわけではない。政府による将来世代法の説明で、これらの単語が用いられている。なお、将来世代考慮においては、特に一つ目の「長期的視座」が重要となるが、同法で指摘されるのは長期的視座と短期的視座のバランスであり、現世代よりも将来世代に優先権を与えているわけではない。

性とが事前に一定程度すり合わせしていて、対立の可能性を低下させているといえる。現世代の考慮と将来世代の考慮の方向性を揃える機能をもたらす制度デザインになっているともいえる。

独立財政機関も、財政部門に限っているが、独立的な監視機関といえる。尾上・田崎（2023）ですでに指摘したが、財政部門における将来世代考慮の方策として、財政政策におけるプライマリーバランスを確保する、政府債務残高を GDP の一定割合に収めるといった財政ルールを規定するアプローチがある。専門的な組織を確立すると同時に、そのような組織が正当性をもって勧告や助言を行ううえでの理論的基盤を、このようなルール設定がもたらすこととなる。したがって、図1に示した「各分野での実践」を効果的にしていくためには、今回、本研究で提示した6つの指導原則のような一般条項だけでなく、具体的な制度運用の「準則」が存在することが望ましく、学術的にもそのようなルールの検討と確立がされていくことが期待される。

なお、このような準則の一つの形態が、特定のセクターにおける長期目標を設定することといえるだろう。ドイツや韓国の判決事例において GHG 排出量削減の長期目標が不在であることが指摘されたように、将来世代にも影響を及ぼす環境問題の長期的環境負荷削減目標は、そのような長期目標の典型的な例といえる。

６．２　醸成的制度

醸成的制度としては、これまでに実施されてきたフューチャー・デザインのワークショップ（西條, 2015, 2024; 原, 2016; 高知工科大学 HP; 大阪大学 HP）や気候市民会議を制度化していくことを想定することができる。前者は、将来世代になり切った仮想将来世代を熟議に導入するものであり、後者は、将来世代に悪影響を及ぼす気候変動に対して、有識者からの情報インプットを得ながらどのように対策行動や日常の生活行動を行っていくかを熟議するものである。単に熟議の場をつくるのではなく、意思決定主体の長期志向を促す仕組みや問題設定をした熟議の場を設定することに一つの要点がある。このとき、一過性の問題でなければ、また、短期間に課題解決ができなければ、どちらの形態で熟議を行うにしても社会としては複数回の議論がされるべきである。そのため、例えば5年おきに実施するといった制度化を行うことを想定することができる。また、必要に応じて実施するというように、不定期での制度化も考えることもできる。共通するのは、一般の人々を含めて、普段は忘れがちな、将来世代考慮を行う場への参加の機会をつくることである。

醸成的制度としては、将来世代の考慮を醸成する「場をつくる」ことだけが期待される機能ではない。参加者が他の参加者の将来世代考慮の意見をふまえながら、そのような態度や意見を学びとるという学習機能にも期待がかかる。日本の自治体でも散見される若者議会（あるいは子ども議会）や倉阪らが実施している未来ワークショップ（OpoSum-DSS, 2022）は、このような機能を有しているといえるだろう。また、個人としての学習だけでなく、集団としての学習を通じて、現在実施している組織活動の見直しや、現在設定され

ている社会目標の見直しを行うといったことへつながることも大切である。そのため、醸成的制度のもとで議論された結果が、ある組織あるいはある社会における意思決定機関やそこでの意思決定者に伝達されることが少なくとも必要である。さらには、伝達された結果に対して、どのように対応したかの説明を求めるようなことも考えられる。この点は、監視的制度における勧告などとその扱いと同じなので、制度設計としては既存の監視的制度を参考にすればよいだろう。

また、実存してきた醸成的制度としては、個別の経済主体における制度がある。老舗企業および長寿企業の経営に実際に導入されてきたのは、尾上・田崎（2023）がレビューしたように、顧客・利害関係者との長期関係性を大切にする、信用の維持を重視する、社会に貢献するという公益性を大切にするなどといった規範的な社訓やそのような企業理念が浸透した企業文化である。ソフトな制度といえる。大まかな方針のみを示すことに留めることで、企業経営における意思決定の柔軟性やスピードを確保するという利点があるだろう。なお、社訓などは、提案するレジームでいえば、図4の上部にある「指導原則」のところに位置付けることも可能であるが、あくまでも個別分野における原則等なので、個別の分野における醸成的制度として扱い、「指導原則」は全ての分野がカバーされるようなもののみを位置付けることにしている。

経済分野の醸成的制度として、長期投資を目的とする証券取引場（LTSE, n.d.）の設立も考えられる。これにより、長期投資を行う企業への投資が進んだり、長期投資を目標とする金融商品が登場することになりえる。米国の LTSE によってどの程度の有効な取組ができているかは判断できないが、情報交換やネットワーキングができる場として、醸成的機能が存在していることは確認できる（LTSE, n.d.）。

６．３　支援的制度

支援的制度のうち、情報アクセスについては、オーフス条約を参考にできる。オーフス条約はその第1条で「現在及び将来の世代のすべての人々が、健康と福利に適した環境のもとで生きる権利の保護に貢献するため、締約国は、この条約の規定にしたがって、環境問題における情報へのアクセス、意思決定における市民参加及び司法へのアクセスの権利を保障する。」と述べる。つまりオーフス条約は1)情報アクセス権、2)政策決定参加権、3)司法アクセス権という3つの権利を柱とするものである。本研究においては、2)と3)については、監視的制度および醸成的制度における将来世代ならびに若者・子どもの参加とアクセスをどのように確保するかの論点に帰着することができるので、本節では、ここまでで議論ができていない1)の情報アクセスに焦点をあてて考察を行った[*19]。

本研究で提案する指導原則6の第一文は、「すべての人は、利害関係を表明することなく、公的機関が保有する世代間問題についての情報にアクセスする権利を有する。」というものである。オーフス条約では、外国人や NGO を含め、あらゆる市民に環境情報への

[*19] 主に大久保（2006）を参照した。

アクセス権を保障する（条約2条4項, 4条1項）としており、開示請求権者に制約を設けていない。同条約は、幅広い「公的機関」を情報公開を行う対象機関としている。民間事業者であっても、公共サービスを提供、または公的責任を遂行する法人・自然人も含まれる(条約2条2項；第三セクターを含む)。また情報の開示手続きについては、請求から遅くとも1か月以内に開示・不開示をすることとしている(条約4条2項)。ただし、1か月の延長は可能としている(条約4条2項ただし書)。また、情報を開示しない場合も想定しているが、不開示の理由とできる理由として、1)情報の不存在、2)明白に不合理であるか、あまりに一般的な請求、3)未完成データや内部情報(開示によって得られる公益を考慮したうえで、国内法・慣行が不開示を認めている場合に限る)が掲げられている。また、オーフス条約では、現有情報の開示義務だけでなく、情報の積極的な収集・公表も規定している点が興味深い。これらの規定は、将来世代考慮レジームにおける情報アクセスの支援制度においても、十分に援用ができると考えられる。

一方、オーフス条約が第5条1項で定める、影響を受けるおそれのある市民にすべての保有情報を直ちに遅滞なく提供することの義務づけは、将来世代考慮レジームにおいては実施の困難を伴う。将来世代に悪影響が及ぶことを示す文書やなぜそのような意志決定を行ったかの文書を記録・保管することはできても、どのように伝達するかや、何をもって「遅滞なく」とするかは定めにくい。公文書等管理法のもとで、記録の保管年限が定められていることに対して、どのような条件を追加すべきかも不明であり、設定には技術的困難が伴うだろう。

その他、オーフス条約の内容を「世代間問題についての情報」へと拡張した場合の課題や留意点を考察する。第一に、対象となる情報の範囲ならびに「世代間問題」の範囲を設定することに課題がある。具体的に列挙してあらかじめ定めてしまうと、想定しなかった将来の問題への対応がとれなくなるので、抽象的な定義でしか設定できないと考えられる。その帰結として、情報の請求が多いものほど、情報が多く整備されていきやすくなると考えられる。情報の取得や整備はただで行えるわけではないので、この点については一定の合理性を認めることができる。ただしそのためには、請求された情報が所管する公的機関に伝達されることや、学術界や民間の調査機関などの調査実施ができるアクターがどのような情報が請求されているかを把握できるようにすることが欠かせない。第二に、現在把握されていない情報を調査させる義務を担当機関にどこまで持たせるかが論点となる。クリティカルなリスク情報であれば調べさせることが妥当といえるが、予算や人員の配置にもよる。現実的な解としては、調べる・調べないの基準を設定するよりも、予算や人員を配置してできる範囲で実施するところから制度運用を始めるという考えもあるだろう。

なお、オーフス条約の採択後、他の国際的枠組みに影響を及ぼし、参加などの規定を設ける条約の採択を推進させることとなるとともに、地域の協定にも影響を及ぼすようになった。そのなかで、オーフス条約の内容も逆に影響を受けるようになった。例えば中南米

のエスカズ協定はその例とされる。中南米では環境活動家が活動や発言を起こさないように殺されてしまうことが起こるため、人権擁護の仕組みが重要となっていた。エスカズ協定（2018）は、ラテンアメリカ・カリブ地域の環境問題における情報アクセス、市民参加及び司法アクセスに関する地域協定であるが、このなかで人権擁護の仕組みが規定された。将来世代考慮の文脈でこの人権擁護の仕組みの意義を捉えなおせば、将来世代のために声を上げる者が発言の場を閉ざされることがないようにするということであり、将来世代考慮レジームを確立・整備すべきである方向性と軌を一にしている。

支援的制度のうち、将来リテラシーの教育の制度については、教育制度も含めてレビューした尾上・田崎（2023）でもあまり知見が得られていない。小学校高学年から中学生向けの16のワークからなる教育プログラム（King and West, 2018)とヒューストン大の将来予見の教育プログラム（Bishop and Hines, 2012）が紹介されているものの、あくまでも教材的なプログラムである。既存の教育制度を代替するものではなく、既存の教育制度のなかに組み込むという性質のものであるからだろう。そのため、学習指導要領に組み込むといった形で、世代間倫理・衡平性についての教育の機会を増やすルールを形成するといったことが具体的な制度としては想定される。4.2節で述べたように未来サミットの議論では「future-proofing（将来保証）」「anticipatory and forward-looking（予見と進取）」「future-oriented organizational culture（将来指向の組織文化）」「futures literacy（将来リテラシー）」といった概念・用語が登場しているが、具体的な教育プログラムは著者らが把握している限り、具体化には至っていないことも課題であろう。また、将来リテラシーに関する教育を人間の発達段階・成長段階のどの段階に位置付けてフォーマル教育・インフォーマル教育・ノンフォーマル教育を構成するかといった大局的な教育論も示されていない。将来世代宣言の第31条では「予見的計画、将来予見、将来リテラシーといった多様な能力を開発する」と述べられているため、将来世代宣言の実施状況をフォローする2028年の国連総会までに各地での検討事例が紹介されることになると思われる。

６．４　支援ツール

支援ツールとしては、世代間の衡平性や便益や被害の差異を示す指標や、現世代と将来世代とでどのような点にコンフリクトがあるかを可視化するようなツール、サステナビリティ・アセスメント（SA）の評価手法などを想定している。指標については、既存の持続可能性指標（国立環境研究所, 2010; 草郷・鈴木・田崎, 2017）のなかでも、世代間で資本量が減少しないことをもって持続可能性を示す種類の指標が有用である。自然資本を含む包括的な富指標等が挙げられる（UNESCO, 2024; 山口ら, 2016）。さらに、そのような指標を発展させて、CO_2排出と気候変動による被害を組み入れた世代間公平性・持続可能性の指標も開発・検討されている（Asheim & Yamaguchi, 2026）。また、悪影響を受ける程度の違いを世代間で比較するデータを多くの人々に示すことも同様に大切である。例えば、IPCC が示した図（国立環境研究所訳, 2023）や、「気候衡平性ダッシュボード」の情報（国

立環境研究所・図解総研, 2025）がある。また、地域の将来の状況を、多くの情報によって具体化させるものとして、「未来カルテ」（OPoSuM-ESD, 2023）がある。

コンフリクトの可視化は、広く捉えれば、ビジュアライゼーション・図解のツールである。一般的なビジュアライゼーションには Sibbet (2013)の書籍、サステナビリティ問題のビジュアライゼーションには田崎ら (2020) の研究がある。いずれ視覚情報を活用して理解促進を行うアプローチである。コンフリクトの可視化は、そのなかでも特殊な部類に属し、代表的な表現方法が確立しているとはいえない。要諦となるのは、コンフリクトが生じている異なる集団間の問題認識のずれや被害など差異などを表現することである。物事をどのように捉えるかのフレーミングが人によって異なることからこの違いを示すこともコンフリクトの可視化につながる。例えば、太陽光パネルの設置に関するコンフリクトのフレーミングを異なる関係者の視点で示したものがある（田崎, 2025）。

SA については、原科・小泉（2015）などによって研究がされてきている。SA が長期インパクトを十分に評価できてこなかったという Bond et al. (2012)による指摘もあるが、Pope et al. (2005)の議論に示唆されるように、プロセスを重視し、長期計画策定時における時間的視野を広げて手続き的正当性を確保することや、アセスメントの議論を通じた社会的学習と捉えた利用をしていくことに意義を見出して SA を利用することが考えられる。

６．５　レジーム内の構成要素間の関連性

将来世代考慮レジームを構成要素（図4の各四角枠）の内容を一通り説明したところで、レジームにおいて「各分野での実践」より上部に位置する「指導原則」と、「各分野での実践」より下部に位置する構造との関連性を考察する。全ての指導原則が下部構造の全ての制度と支援ツールに関係するが、ここでは、各指導原則を全うする上で特に重要な役割を果たすと考えられるものを議論した。これにより、レジーム全体の有効性を向上させるための要点を把握することができると考えた。

各指導原則に対し、できるだけ1つの重要な関連性を選定・考察した結果を表1に示す。◎を付した関連性が重要な関連性である。まず、指導原則1は、世代間影響を認識して将来世代のニーズ充足能力を確保するというものであるが、何よりも「どういった確保の状態にあるか」を将来世代考慮を行う人々が的確かつできるだけ定量的に認識している必要があるだろう。どの程度の世代間影響があるのか、その影響は、将来世代ニーズ充足能力では対応できないものなのかといったことである。そのため、指標のようなツールで具体的に情報提供を行うことが重要であり、そのような情報があってはじめて監視的制度においても醸成的制度においてもそれらが有効に機能すると考えた。指標を開発し、情報収集をし、公開するということが重要となることから、支援ツールと支援的制度の2つに◎を付した。

次に、指導原則2は、世代間連帯の重要性と将来世代の存在を認識することである。教育や啓発によって、あらかじめ認識することが当然というような状態をつくっておくこ

と、そのうえで、将来世代考慮を行う実践のなかからそのような認識をさらに醸成していくこととなることから、表1では支援制度と醸成的制度の2つに◎を付した。

指導原則3と5は、それぞれ、全ての世代の環境権を確保するものと、不平等と不公正の世代間伝播を排除するものである。すでに気候変動問題において司法判断が示されてきたように、最終的に環境権が損なわれることを防止する役割を担うのは、司法の役割が大きいと考えられる。また、どちらも指導原則もこの状態になってはいけないということを回避する性質が強い。そこで、監視的制度に◎を付した。

表 1　将来世代考慮レジームの上部構造（指導原則）と下部構造との関連性

	将来世代考慮レジームの構成要素間の関連性			
	監視的制度	醸成的制度	支援的制度	支援ツール
指導原則 1：世代間影響の認識と将来世代のニーズ充足能力の確保	○	○	◎ （情報）	◎ （指標）
指導原則 2：世代間連帯と将来世代の認識	○	◎ （認識の醸成）	◎ （教育・啓発）	○
指導原則 3：全世代の環境権の確保	◎ （環境権確保）	○	○	○
指導原則 4：世代間と世代内の 2 つの衡平性と世代間の共通だが差異ある責任の考慮	○	◎ （考慮の実践）	○	○
指導原則 5：不平等と不公正の世代間伝播の排除	◎ （伝播の監視）	○	○	○
指導原則 6：将来情報のアクセス権保障と収集	○	○	◎ （情報）	○

指導原則4は、世代間と世代内の2つの衡平性と世代間の共通だが差異ある責任を考慮するものである。こちらについても最終的には司法の果たす役割が大きいと考えられる一方、2つの衡平性のバランスのとり方や共通だが差異ある責任の具体的実践については判断のクライテリアが相当に未成熟である。指導原則３と５よりも判断のグレーゾーンが大きいことは否めず、当面は、議論を重ねていくことの方が重要であると考えた。そこで、醸成的制度に◎を付した。

指導原則6は、将来情報へのアクセス権を保障し、将来情報の収集を求めるものである。これは支援制度そのものの役割である。そこで、支援制度に◎を付した。

このようにして得られた表1を縦方向に見ることにより、各制度類型および支援ツールを設計・開発する段階において、どのような機能や役割を持たせるべきかの要点や期待を理解しやすくなっているといえる。レジーム全体を考慮することで、個別の制度論等が検討すべき項目が見えてくることを意味しており、レジームを考案するというアプローチの有用性の一端が示されている。

７．提案する将来世代考慮レジームの批判的考察

最後に、提案した内容について、将来世代考慮に関する先行研究が提示する原則等をふまえて、本レジームのそれらの包含性と今後の検討課題について考察を行う。第5節では国際社会での文書、第6節では各地での既存の制度を中心に検討を行ってきた、すなわち実務面での考慮が中心であったので、本節では、学術の観点からの批判的に考察を行うこととした。具体的には、将来世代の学術的検討のなかで Weiss（1989）、織（2025）、Ogami et al. (2026)、阿部（2026）が提示する原則や概念の実現可能性と進藤（2020）による将来世代機関の制度設計の議論を考察する。また、予防原則も将来世代考慮には関係することから、石橋（2022）による論点にも考察のなかで触れることとする。

（１）Weiss の世代間衡平性に依拠した考察

まず、Weiss（1989）による世代間衡平性の3つの原則を検討する。第1原則「選択肢の維持」は将来世代が自ら問題を解決するのに多様な選択肢を維持することを求めるものであり、指導原則1に含意されている。第2原則である「質の維持」は、各世代が受け継いだ時より悪くない状態で地球を引き継げるようにするもので、第3の原則である「アクセスの維持」は、前の世代が有していたのと同水準の良好な環境に、各世代の構成員が公平にアクセスできる権利を確保するというものである。提案する指導原則の3と4に含意されている。しかしながら、いずれも指導原則のなかに含意させたものの、これらがすぐさまに確保されるようなレジームとはなっていないと批判できる。「各分野での実践」における議論と意思決定に委ねられており、つまりは、提案する将来世代考慮レジームは強固なものではない。

そこで、これを強固にするような制度を想定することも考えられるが、これまでの制度の歴史的実態としては、そのような制度は結局は廃止されること（例、イスラエルの将来世代委員会の廃止、ハンガリーの将来世代議会コミッショナーの廃止）となったように、そのような強固な制度は、それが存在する可能性をむしろ低下させてしまう。その理由は、政権交代によって前政権による制度の存在の法的基盤や正統性に疑義を呈されやすいからである。選挙によって選ばれた議会の意思決定を拘束する正統性がなければ、強い介入はできない[*20]。Rose（2024）の制度レビューで明らかにされたように、立法よりも行政に介入して助言・勧告をする制度をより重点的に位置付ける方が多いのが現状であることは、将来世代考慮レジーム内に整備する制度を検討するうえで、十分に考慮する必要があるだろう。

また、制度を強固にさせるのではなく、将来世代を考慮することを動機付ける制度とすることも考えられる。これが実現できれば、レジーム全体が頑健性と持続性を持つようになる。しかしながら、どのような制度設計にすれば、将来世代を考慮することが直接的に

[*20] イスラエルについては、将来世代委員の「決定を遅らせることができる権限(suspensive veto)」が国会議員からも疑問視された（Jones et al., 2018）。

金銭的なインセンティブ（あるいはディスインセンティブ）となるかは、にわかには明確ではない。そこで一案としては、まずは、ルール・メイキングによって規範的あるいは情報的に誘導するようなインセンティブを考えて、必要に応じて次の段階で、金銭的なインセンティブを組み入れるかを検討するというアプローチはどうであろうか。例えば、ある持続可能性に関する指標をある一定の範囲にすることを優遇するといった仕組みである。優遇するということが商品やサービスの調達段階で行えることであれば、グリーン購入法などの調達制度に組み入れるということを検討するというものである。

（２）織の包摂概念と Ogami et al.の正統性概念に依拠した考察

続いて、織（2025）による将来世代の制度包摂に向けた3つの概念と Ogami et al. (2026) による3つの正統性の観点から考察を行う。織が提示した3つの概念とは、制度的包摂、制度的代理性、制度的想像力であり、Ogami et al.が提示した3つの公共ガバナンスの正統性とはインプット、スループット、アウトプットについての正統性である。

まず、一つ目の制度包摂とは、「将来世代や不在の他者を制度の正統性構造に組み込む」ということであり、気候訴訟における将来世代への原告適格の拡大、世界遺産制度の OUV (Outstanding Universal Value：顕著な普遍的価値)維持義務といった具体例が挙げられている。これはインプット正統性である「政策決定プロセスにおいて将来世代を代表すること」とほぼ対応しており、その正統性の起源は、将来世代を含む、政治的決定によって影響を受ける可能性のある人々の利益を代表することから生じ得るとされる。提案するレジームにおいては、レジームそのものがこの効果を狙うものであり、指導原則でもこの点が位置付けられている（特に指導原則1)。しかしながら、原告適格の拡大といった具体的制度にまでは落とし込めていないことを批判することができ、この点が今後の検討課題となる。

二つ目の制度的代理性とは、「現在の制度のもとで将来世代や不在の他者の権利利益を現行制度に反映させる」というもので、具体例として、ウェールズの将来世代コミッショナーやハンガリーおよびイスラエルのオンブズマン制度が挙げられている。三つ目の制度的想像力とは、「現在の制度が想定しえない将来や潜在的権利義務の認識をもつことでより実際的な制度包摂性を確保する」であり、具体例として、フューチャー•デザインや市民会議などが挙げられている。これらは、6.1節と6.2節のなかで議論した制度であり、監視的制度と醸成的制度として、提案するレジームでは位置付けられている。しかしながら、どの程度の代理性をもたせることができるのか、どの程度の想像力が働くかは不明であるという批判が可能であることから、いかにそれらの評価を行って制度の有効性を改善していくかが大切となる。実践における意思決定プロセスの事後評価をベースに政策評価－政策改善－政策実施、そして再び評価というサイクルを繰り返すこととなるだろう。このように考えると、評価基準の設定ができるかが将来世代考慮レジームの運用上の当面の課題となるといえる。

評価基準の設定は、アウトプット正統性とスループット正統性の概念にも大いに関係す

る。アウトプット正統性は、効果的に対処する能力から生じる正統性であり、直接的には「有害な短期主義を低減すること」が実現できるかが問われる[*21]。評価を行う場合には、制度を実施して将来世代を考慮して得られた選択肢と、将来世代を考慮しないで得られた選択肢による結果を比較することが適切な評価となるが、実際問題としては、研究者による実験デザインが適用されるようなことがない限り、このような比較を行うことはできず、制度を実施して将来世代を考慮して得られた選択肢と、追加的に何もしないという選択肢との比較しかできない場合がほとんどであろう。また、どのような場合であっても現世代の利得と将来世代の利得とを比較・評価することになる。既存の割引率（例えば公共工事等の割引率は日本では4%を用いることとされているが、例えば英国(UK HM Treasury, 2026)では、長期になるほど低い割引率（3.5%から2.5%までに低減。）を用いるとともに、健康や生命に対する影響はより低い1.5%を用いることとしている。）を使うかどうかも再考がされる必要があり、異時点のアウトプット評価のあり方も今後の検討課題となる。

一方、スループット正統性は、「決定についての説明・正当化を求めること」「決定の根拠となる事実（データ、情報、知識など）や理由を一般に公開すること」「ステークホルダーとの協議プロセスにおいて、開放性と包摂性を確保すること」である。評価においては、アウトプットやアウトカムの評価項目ではなく、プロセスの評価項目となるものである。上述した制度的想像力が発現したかどうかについても、同様に、プロセスの評価においてカバーされることとなる。暫定的に、監視的制度と醸成的制度のプロセス評価項目の案を表2のとおり提示した。今後、さらに精査・検討され、更新されていくことが望ましい。

表2　将来世代考慮レジームにおける監視的制度と醸成的制度のプロセス評価項目案

監視的制度の評価項目
勧告の内容について、将来により大きな損失・被害を被る人々からの意見を聴取したか
現世代内の対立的なグループが他の人々を排除しないように意見の聴取等を行えたか
勧告の検討において根拠ある将来情報を用いたか
制度に基づく勧告についての情報が公開されているか
公開された勧告において、その根拠と論理的な説明が明確に含まれているか
勧告が、多数の人々に分かりやすい説明がなされているか
勧告の適否について、事後的に検証できるようになっているか
先送りする論点が少ないか

[*21] Ogami et al.(2026)は、その具体的な内容として、(a)短期的利益を優先する外部からの圧力から政策決定を独立させること、(b)選挙で選ばれた政治家の意思決定を制約すること、(c)政策担当者の価値観・目標・関心を変化させること、(d)政治的インセンティブを変えること、(e)政策担当者の分析能力を強化することを挙げる。(a)と(b)は短期的志向の意見を排除できたかの有効性、(c)～(e)は長期的志向への変容の有効性というアウトプットの評価項目とみることができる。

表2　将来世代考慮レジームにおける監視的制度と醸成的制度のプロセス評価項目案（つづき）

醸成的制度の評価項目
現世代内の対立的なグループを含め、幅広い意見を持つ方々が参加できたか
将来の情報が具体的に提示されていたか
本音を言えたか
他人の意見を聞こうとする態度が示されていたか
参加者の時間的視野が拡大したか
意見の異なる相手の主張の背景や理由が理解できるようになったか（必ずしも同意する必要はない）
議論の進行内容が非参加者にも伝えられていたか
コンフリクトの解消に向けた議論を行えたか
現世代内の対立的なグループが将来像のなかで社会的な位置づけ（存在）を与えられるように、他の人々を排除しない態度で議論ができたか
世代間のコンフリクトが起きる・起きそうである事柄を知ることができたか。また、それがどの集団とどの集団との間で生じることかを説明できるようになったか

（３）阿部の将来世代利益保護の発想に依拠した考察

阿部（2026）による将来世代の利益保護をめぐる4つの発想に依拠して考察を行う。阿部（2026）は、既存の国際法規則が依って立つ考え方を将来世代の利益を保護する「発想」と呼び、衡平な分配、損害の回避、意思決定への参加確保、損害の回復という4つの発想（以下、「分配」「回避」「参加」「回復」という。）を特定している。このうち、最初の3つについては、裁判所による勧告や人権条約機関の一般的意見を中心に具体化が進んでいる一方で、回復の発想については未成熟で具体化が進んでおらず、具体的な現世代の義務が導出されるには至っていないとの結論であった。本研究で提案するレジームにおいても、「参加」は三制度のなかで確保され、「分配」と「回避」の具体的な対応は「各分野での実践」のなかで導出されるという建付けになっている。しかしながら、「回復」については提案するレジームのこれまでの議論のなかで想定はできていないと批判できる。したがって、現世代が、どのような回復手段や回復のためのリソースを確保して次世代に継承するべきかは今後の検討課題といえる。ただし、回復を現世代による将来世代への支援策と考えれば、将来世代考慮レジーム中の支援制度のなかに位置付けて、どのような回復支援の義務があるかを論じることができそうである。そのため、提案するレジームの構造そのものを再考する必要はないと考えた。

ところで、「回避」については、予防原則との関係も考察しておくべきである。石橋（2022）は、予防原則の機能として不確実性への対処と立証責任の転嫁があることを指摘したうえで、将来世代の権利と関係する条約や判例のなかで、どのような連環があるかを議論している。その際に導出された論点としては、デューデリジェンスの義務を負っていたか、費用対効果が大きい予防措置かどうか、予防措置が世代間衡平性と世代内衡平性の同時実現を目指すものか、といったものがある。一つ目の注意義務と三つ目の同時実現は、提案するレジームでも既に議論をしてきたものであるが、二つ目の費用対効果が十分

に大きいかについては、ここまでの議論には登場していない。この点は、（２）で論じた評価項目に加えて、さらなる検討課題とすべきである。

（４）進藤の将来世代機関の制度設計論

最後に、進藤（2019）の将来世代機関の制度設計論に依拠して考察を行う。進藤は、意思決定の場で将来世代の利害を代弁することを中心的役割とする将来世代機関の制度設計を検討している。なお、この将来世代機関は、将来世代の利害を手続き的に反映することを求めるもので、現世代による意思決定への拒否権を有するものではない。進藤が制度設計で重視するのは、独立性・正当性・不偏性が保障されていること、十分なリソースと権限を有すること、議会への報告を通じての透明性が確保されていること、市民社会に開かれていることの4点である。すでに議論してきたように、一つ目の独立性や二つ目の専門的なリソースが改めて確認できるとともに、二つ目でいう権限には、勧告する権限とともに、情報へのアクセスする権限について言及されている。本研究で提案する監視的制度と支援的制度の存在意義を確認する結果となった。また、三つ目の透明性の確保は、Ogami et al. (2026)によるスループット正統性の確保と同様の観点に立つといえる。批判的に、より踏み込んで言えば、現世代からみて将来世代ばかりを考慮しすぎていないかという逆向きのチェックを行ううえでも大切な論点[*22]であり、これにより世代間を衡平に考慮し、衡平に説明責任を果たしたことになるといえる。四つ目の市民社会に開かれていることの意味は、市民からのアクセス性があり答責性があることである。これは市民参加型での議論が重要ということであり、提案する将来世代レジームにおいては醸成的制度のなかで反映されている

（５）考察のまとめ

以上のように Weiss (1989)に依拠した考察からはレジーム内の動機付け・インセンティブと有効性の確保、織（2025）と Ogami et al. (2026)に依拠した考察からはレジームの運用時の評価項目の設定と実施、阿部（2026）に依拠した考察からは支援制度における損害の回復という観点の検討・導入、進藤（2020）に依拠した考察からは現世代による過度な将来世代考慮のチェックという観点がそれぞれ導出され、今後の検討課題として位置付けることができた。

８．おわりに

本研究では、将来世代考慮レジームの設計を、デザイン学に基づく創発的アプローチによって実施した。既存の関連制度・規範のレビューと年表作成を行ったうえで、図1に示す全体構造を提示し、その構成要素として6つの指導原則、監視的制度・醸成的制度・支

[*22] MacKenzie (2021)も同様に、現在を無視してはならない点を強調しており、そのために、“future-oriented”ではなく“future-regarding”という表現を用いている。

援的制度の3つの制度類型、さらに指標等の支援ツールを提案した。

提案した将来世代考慮レジームは、将来世代のみならず現世代も考慮するとともに、世代間衡平性と世代内衡平性の双方を重視する点を特徴とする。また、何を考慮すべきかという問いに対しては個別具体的な文脈ごとに判断せざるを得ないとの認識に立ち、完全に公正な社会像を前提とする超越的制度論ではなく、社会をよりよい状態へ改善することを目指す立場を採用している。このような前提から、本レジームは議会、行政、司法、民間、地域など各分野における将来世代考慮の実践を強化することを重視している。そのため、本レジームは制度の導入のみで将来世代考慮を保証するものではなく、民主主義と同様に実践の蓄積を通じて将来世代考慮の水準を向上させていくことを志向する。

最後に、提案したレジームについて学術的観点から批判的考察を行い、今後の検討課題を抽出した。また、レジーム内の構成要素の関係性から今後の制度やツールの設計・開発における要点や期待も示した。創発的アプローチには学術的な研究としての限界はあるが、本研究が後続する将来世代考慮制度の研究群の踏み台となり、関連する制度研究が推進する機会を広げることになれば幸いである。

謝辞

本研究は、国立環境研究所の Beyond Generation プロジェクト（正式名称「持続社会における将来世代考慮レジームの構築」（2021～2025 年度））の一環として実施した。本プロジェクトに関連して講演いただいた方々（京都先端科学大学の西條辰義先生、大阪大学の原圭史郎先生、千葉大学の倉阪秀史先生、Vancouver Island 大学の Michael K. MacKenzie 先生、Zürich 大学の Francis Cheneval 先生、早稲田大学の大塚直先生、日本福祉大学の両角達平先生、開智国際大学の西山渓先生、神戸大学の阿部紀恵先生、東京大学の馬田隆明先生、チェンジ・エージェントの小田理一郎先生、LA-Lab の藤原啓一郎先生）、研究連携いただいた方々（東北大学の明日香壽川先生、京都大学の一原雅子先生、大阪大学の倉敷哲生先生、上須道徳先生・野間口大先生ら）、意見交換させていただいた方々（大阪大学の大久保規子先生、上智大学の織朱實先生、NO YOUTH NO JAPAN の能條桃子先生、当研究所の対話オフィスとの連携で意見をいただいた若者の方々）との議論は本成果をまとめるうえで非常に示唆に富むものであった。ここに記して感謝の意を表する。また、上記研究プロジェクトの参加メンバーとの議論も、同様に直接的・間接的に本研究成果のとりまとめに影響を及ぼしていることを付言する。なお、本資料に記載されている見解は著者らに帰するものであり、これらご協力いただいた方々の見解を示すものではない。

参考文献

Aarhus Convention (1998).

オーフス・ネット（2006）オーフス条約（オーフス・ネット訳）、https://www.aarhusjapan.org/%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%83%95%E3%82%B9%E6%9D

%A1%E7%B4%84-%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E
阿部紀恵（2026）将来世代の利益保護をめぐる発想の国際法による具体化、国際法外交雑誌、125 (1)、pp. 28-57.
Ambruzné, É. T. (2010) The Parliamentary Commissioner for Future Generations of Hungary and his impact. Intergenerational Justice Review, 10(1), pp. 18-24. https://doi.org/10.24357/igjr.5.1.470
Asheim G.B., Yamaguchi R. (2026) Comprehensive national accounting for CO2 emissions. Journal of the Association of Environmental and Resource Economists, 13(3), pp. 609–648. https://doi.org/10.1086/739401
Bishop, P. C. and Hines, A. (2012) Teaching about the future, Palgrave Macmillan. 142p.
Bond, A., Morrison-Saunders, A., and Pope, J. (2012) Sustainability assessment: the state of the art. Impact Assessment and Project Appraisal, 30, pp. 53–62. https://doi.org/10.1080/14615517.2012.661974
Boston, J.（2016） Governing for the future, Emerald, 576p.
Caney, S. (2016) Political institutions for the future: a fivefold package, In: González-Ricoy, I. and Gosseries, A. (eds.) Institutions for Future Generations, Oxford University Press, pp. 135-155.
Caney, S. (2018) Justice and future generations. Annual Review of Political Science, 21, pp. 475-493. https://doi.org/10.1146/annurev-polisci-052715-111749
Constitutional Court of Korea (2024) Case on National Greenhouse Gas Reduction Targets Addressing Climate Crisis. 2020Hun-Ma389, 2021Hun-Ma1264, 2022Hun-Ma854, 2023Hun-Ma846 (consolidated), Aug 29, 2024, https://isearch.ccourt.go.kr/download.do?filePath=/st_xml/sdata3/ccourt/xmlData_new/xmlFile/0/010400/2024/pdf/e2020m389_1.pdf
ダン, アンソニー、レイビー, フィオナ（2015）スペキュラティヴ・デザイン：問題解決から、問題提起へ、ビー・エヌ・エヌ、280p.
Davidson, J. (2020) #futuregen: lessons from a small country, Chelsea Green Publishing.
Davies, H. (2017) The Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015—a step change in the legal protection of the interests of future generations? Journal of Environmental Law, 29, pp. 165-175.
Federal Constitutional Court of Germany (2021) Order of 24 March 2021 - 1 BvR 2656/18, 1 BvR 288/20, 1 BvR 96/20, 1 BvR 78/20, https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/EN/2021/03/rs20210324_1bvr265618en.html?nn=148454
Framework Convention on Climate Change (1992)
Fuad-Luke, A. (2009) Design Activism. Earthcan, 244p.
González-Ricoy, I., and Gosseries, A.（2016） Institutions for Future Generations. Oxford University Press, 450p.
原圭史郎（2016）フューチャーデザイン：仮想将来世代との共創による未来ビジョン形成と

地域実践、千葉大学公共研究、12 (1)、pp. 64-71.
原科幸彦・小泉秀樹 (編) (2015) 都市・地域の持続可能性アセスメント、学芸出版社、264p,
Hartwig, M.G. (2023) ドイツの気候保護法についての憲法裁判所の判断から 2 年、国立環境研究所 Web 連載「将来世代への責任をどう考える？」、https://www.nies.go.jp/social/navi/colum/bg06.html
一原雅子 (2024) 世代を超えた人の幸せの基盤としての持続的な環境の保護：Well-being of Future Generations (Wales) Act2015 に学ぶ、環境管理、60 (9)、pp. 50-55.
International Court of Justice (2025) Obligations of States in respect of Climate Change. https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/187/187-20250723-adv-01-00-en.pdf
石橋可奈美 (2022) 国際環境法の諸原則の連関性―予防原則と将来世代の権利―、法と政治、73 (3)、pp. 511-531.
Jones, N., O'Brien, M., and Tyan, T. (2018) Representation of future generations in United Kingdom policy-making. Futures, 102, pp. 153-163. https://doi.org/10.1016/j.futures.2018.01.007
筧裕介 (2013) ソーシャルデザイン実践ガイド、英治出版、352p.
Kameyama, Y. (2004). The Future Climate Regime: A Regional Comparison of Proposals. International Environmental Agreements, 4(4), pp. 307–326. https://doi.org/10.1007/s10784-004-5457-5
Kinski, L., and Whiteside, K. (2023) Of parliament and presentism: electoral representation and future generations in Germany. Environmental Politics, 32(1), pp. 21-42. https://doi.org/10.1080/09644016.2022.2031441
King, K. B. and West, J. R. (2018) Futures thinking playbook, CreateSpace Independent Publishing Platform. 328p.
国立環境研究所 (2010) 第 3 章 持続可能な発展にかかる指標研究 In: 中長期を対象とした持続可能な社会シナリオ構築に関する研究, 国立環境研究所特別研究報告 SR-92、pp. 34-58. https://www.nies.go.jp/pr/publications/tokubetu/pdf/sr92.pdf#page=40
国立環境研究所 (編・訳) (2023)IPCC 第 6 次評価報告書 統合報告書 政策決定者向け要約 解説資料, p.41. https://www-iam.nies.go.jp/aim/pdf/IPCC_AR6_SYR_SPM_231110.pdf#page=42
国立環境研究所、図解総研 (2025) 気候変動に起因する世代間・世代内不平等の可視化：「気候衡平性ダッシュボード」を通して見る 2010～2099 年の世界、https://www.nies.go.jp/social/navi/colum/climate_equity_dashboard.html. In: 田崎智宏 (2025) 気候変動によって引き起こされる世代間・世代内の問題とは？－気候衡平性ダッシュボードで可視化する 2010-2099 年の世界【動画あり】、国立環境研究所社会システム領域コラム、https://www.nies.go.jp/social/navi/colum/climate_equity_dashboard.html
Koskimaa, V. and Raunio, T. (2020) Encouraging a longer time horizon: the Committee for the Future in the Finnish Eduskunta. The Journal of Legislative Studies, 26(2), pp. 159-179.

https://doi.org/10.1080/13572334.2020.1738670
久保田泉（2025）法の支配に基づく新たな気候変動対策時代の幕開け–国際司法裁判所の勧告的意見を読み解く、国立環境研究所　社会領域コラム、https://www.nies.go.jp/social/navi/colum/ICJ_AO_climate.html
OPoSum-DSS(2022) 未来ワークショップ、https://ristex2014.sakura.ne.jp/wp/wp-content/uploads/2022/05/%E6%9C%AA%E6%9D%A5%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%83%E3%83%97.pdf
高知工科大学フューチャー・デザイン研究所、https://www.souken.kochi-tech.ac.jp/seido/practice/information/
草郷孝好・鈴木政史・田崎智宏（2017）第 3 章　サスティナビリティ指標：持続可能な発展をいかに測るか？ In: 蟹江憲史（編著），持続可能な開発目標とは何か，ミネルヴァ書房，pp. 68–88.
MacKenzie, M. K. (2021) Future publics: democracy, deliberation, and future-regarding collective action, Oxford University Press. 224p.
前野隆司 編著（2019）システム×デザイン思考で世界を変える、日経 BP、144p.
Long Term Stock Exchange (LTSE), https://ltse.com/（2026 年 7 月 24 日閲覧）
マルパス, マット（2019）クリティカル·デザインとはなにか？問いと物語を構築するためのデザイン理論入門、ビー・エヌ・エヌ、288p.
松橋啓介、徳田太郎、村上千里、尾上成一（2024）気候市民会議つくば 2023 の設計と運営、土木学会論文集, 80 (26), 24-26015. https://doi.org/10.2208/jscejj.24-26015
三上直之（2019）気候政策に関する市民会議：その背景と意義、計画行政, 42 (4), 21-26.
ムラタ・チアキ（2010）デザイナーに今、何ができるのか、 In: 浅井治彦、益田文和、エコデザイン、東京大学出版会、pp. 21-28.
中村民雄（2019）ウェールズの将来世代コミッショナー―概要と活動成果―、比較法学、53 (3), pp.113-127.
ノーマン, D.A.（2015）誰のためのデザイン？　増補・改訂版、新曜社、520p.
尾上成一，田崎智宏 (2023) 将来世代考慮の制度の類型―世代を超えた公平な社会に向けて―、環境経済・政策研究, 16 (1), pp. 1-10. https://doi.org/10.14927/reeps.rev1601-001
Ogami M., Kameyama Y., Tasaki T. (2026) Future-Regarding Institutions Through a Legitimacy Lens. Political Studies Review, 24(2) pp. 278-298. https://doi.org/10.1177/1478929925135
Ogami M. (2024) The Conditionality of Political Short-Termism: A Review of Empirical and Experimental Studies, Politics and Governance, 12, Article 7764. https://doi.org/10.17645/pag.7764
大久保規子（2006）オーフス条約からみた日本法の課題、環境管理、42 (7)、pp. 675-681.
大阪大学大学院工学研究科「フューチャー・デザイン革新拠点」ホームページ、実践事例、https://www.cfi.eng.osaka-u.ac.jp/fd-research/practices.html

大塚直 (2022) 第 2 編第 1 章「法・制度と持続可能な発展－世代間衡平を中心として－」、In: 大塚直・諸富徹編、続可能性と Well-Being、日本評論社、pp.63-99.
OPoSuM-DSS （ 2023 ） 未 来 カ ル テ 2050-ver6-2. https://opossum.jpn.org/%e6%9c%aa%e6%9d%a5%e3%82%ab%e3%83%ab%e3%83%862050/
織朱美（2025）環境問題における世代間衡平と国民概念の再構成－公法学からの制度的検討－、公法研究、第 86 号、pp. 157-171.
Pahl, G., Beitz, W., Feldhusen, J., Grote, K.H.、金田徹 訳代表 （2015）エンジニアリングデザイン 第3版、森北出版、656p.
パパネック，ヴィクター（1998）地球のためのデザイン、鹿島出版会、266p.
Pope, J., Morrison-Saunders, A., and Annandale, D. (2005) Applying sustainability assessment models. Impact Assessment and Project Appraisal, 23, pp. 293–302. https://doi.org/10.3152/147154605781765436
Reimer, F. (2021) Institutions for a sustainable future: The German Parliamentary Advisory Council on Sustainable Development. In: Cordonier Segger, M-C, Szabó, M, Harrington, AR (eds.) Intergenerational Justice in Sustainable Development Treaty Implementation: Advancing Future Generations Rights through National Institutions. Cambridge University Press, pp. 374-394.
Rose, M. (2024). Institutional Proxy Representatives of Future Generations: A Comparative Analysis of Types and Design Features. Politics and Governance, 12, 7745. https://doi.org/10.17645/pag.7745
進藤眞人 (2020) 将来世代機関の構想と制度設計, In:中村民雄編、持続可能な世界への法－Law and Sustainability の推進－、成文堂、pp. 163-192.
Smith, G. (2020) Enhancing the legitimacy of offices for future generations: the case for public participation, Political Studies, 68(4), pp. 996-1013. https://doi.org/10.1177/0032321719885100
Tremmel, J. C. (2006) Establishing intergenerational justice in national constitutions, pp. 187-214, In: Tremmel, J.C. (ed.) Handbook of Intergenerational Justice, Edward Elgar.
坂井豊貴（2014）メカニズムデザインと意思決定のフロンティア、慶應義塾大学出版会、200p.
西條辰義 (編)（2015）フューチャー・デザイン－七世代先を見据えた社会、勁草書房、308p.
西條辰義（2024）フューチャー・デザイン、日本経済新聞出版、586p.
セン，アマルティア（2011）正義のアイデア、明石書店、664p.
Sibbet, D. (2013) Visual Leaders. John Wiley & Sons. 256p.
鈴村興太郎（2019）アマルティア・センの規範的経済学、早稲田政治經濟學雜誌、394、pp. 2-8.
田崎智宏、亀山康子、山口臨太郎、近藤哲朗、沖山誠 (2020) 図解アプローチによるサステイナビリティ問題の表現：環境問題を例に. 環境科学会 2020 年会講演要旨集, p. 48
田崎智宏、亀山康子、増井利彦、高橋潔、鶴見哲也、原圭史郎、堀田康彦、小出瑠（2023）

サステイナビリティ・サイエンスの展開-人新世の時代を見据えて-、環境科学会誌、36 (2)、pp. 53-82. https://doi.org/10.11353/sesj.36.53

Tasaki T., Kameyama Y. (2024) Considering Future Generations in Democratic Governance, Politics and Governance, 12, Article 8397. https://doi.org/10.17645/pag.8397

田崎智宏 (2025) サステナブル分野の統合的アプローチ. 環境管理, 61 (11), pp. 4-9.

Thompson, D. F. (2010) Representing future generations: political presentism and democratic trusteeship, Critical Review of International Social and Political Philosophy, 13(1), pp. 17-37. https://doi.org/10.1080/13698230903326232

UK HM Treasury (2026) Green Book: UK Government Guidance on Appraisal, https://assets.publishing.service.gov.uk/media/698dbcd17da91680ad7f4308/The_Green_Book_2026.pdf

UN (2022) Resolution adopted by the General Assembly on 28 July 2022: The human right to a clean, healthy and sustainable environment. A/RES/76/300, https://docs.un.org/en/a/res/76/300

UN (2023) United Nations System Common Principles on Future Generations. https://unsceb.org/assets/media/products/product-3771-United-Nations-System-Common-Principles-on-Future-Generations.pdf

UN (2024) Summit of the Future, Outcome Documents:_Pact for the future, Global Digital compact, and Delaration on Future Generaions. September 2024. https://unsdg.un.org/sites/default/files/2025-03/sotf-pact_for_the_future_adopted.pdf

UNESCO (2024) Inclusive Wealth Report 2024. https://mgiep.unesco.org/inclusive-wealth-report-2024

Weiss, E.B. (1989) In Fairness To Future Generations and Sustainable Development. New York: Transnational Publishers, Inc., 385p.

World Commission on Environment and Development (1987) The Report of the World Commission on Environment and Development: Our Common Future. http://www.un-documents.net/our-common-future.pdf

山口臨太郎・大久保和宜・佐藤真行・篭橋一輝・馬奈木俊介（2016）新しい富の指標計測－持続可能性計測研究の過去と未来－、環境経済・政策研究、9 (1), pp. 14–27、https://doi.org/10.14927/reeps.9.1_14

付表１　将来世代考慮ならびに世代間衡平性に関する年表

年月日	出来事	
	学術面	実務・実践面
1928	フランク・ラムゼーが論文「A mathematical theory of saving」を発表。異時点間の最適な資源配分を考察	
1971	ジョン・ロールズが書籍「A Theory of Justice」を出版。格差原理や貯蓄原理を検討。各世代は実質的な資本の適正量を各自で蓄えなければならないと指摘。また、“Do unto future generations as you would have past generations do unto you”と述べる	
1972.6		国連人間環境会議の報告書が「To defend and improve the human environment for present and future generations has become an imperative goal for mankind」(パラ 6)と言及し、原則 1 では人は「bears a solemn responsibility to protect and improve the environment for present and future generations」と提起
1974	ロバート・ソローが、論文「Intergenerational Equity and Exhaustible Resources」を発表し、枯渇性資源を利用しながらも将来世代の厚生を損なわない条件を考察	
1977	ジョン・ハートウィックが論文「Intergenerational equity and the investing of rents from exhaustible resources」を発表し、いわゆるハートウィック・ルールを提示。枯渇性資源で得られた利益をすべて人工資本に投資すれば世代間の平等を実現経路を達成できることを指摘	
1979	ハンス・ヨナスが書籍「責任という原理」のなかで、将来世代に対する現世代の責任を論じる	
1984	イーディス・ブラウン・ワイス（Edith Brown Weiss）が論文「The Planetary Trust: Conservation and Intergenerational Equity」を発表。人類は、地球上の天然資源と文化資源を人類の全世代に信託しているとし、将来世代が地球上の資源の正当な分け前を継承するための手段として機能し得る規範的枠組みを提案。	
1984	デレク・パーフィットが書籍「理由と人格」のなかで非同一性問題、将来世代と現世代とで価値の違いが生じうることを指摘	
1987		世界環境開発委員会の報告書、いわゆるブルントラントレポート「Our Common Future 」にて「Future generations do not vote, they have no political or financial power; they cannot challenge our decisions.」「We borrow environmental capital from future generations with no intention or prospect of repaying…But the results of the present profligacy are rapidly closing the options for future generations (パラ 25–26)」と言及
1989	イーディス・ブラウン・ワイス（Edith Brown Weiss）が書籍「In Fairness to Future Generations : International Law, Common Patrimony, and Intergenerational Equity」を出版。国際法における世代間衡平性が論じられ、世代間衡平性についての 3 つの原理が提示される	
1991	加藤尚武が書籍「環境倫理学のすすめ」のなかで、環境倫理学における３つの基本主張の一つ	

	として世代間倫理を挙げる	
1993		フィンランド、Committee for the Future （特別委員会）を設置 フランス、Council for the Rights of Future Generations を設置（95 年に廃止)
1997.10.12		UNESCO が「現世代の将来世代に対する責任に関する宣言」(Declaration on the Responsibilities of the Present Generations Towards Future Generations) を宣言。「The present generations have the responsibility of ensuring that the needs and interests of present and future generations are fully safeguarded.」（第 1 条）などと世代間配慮が言及される。
1999	ケネス・アローが論文「Discounting morality, and gaming」を発表。無限遠の将来世代の厚生状態を検討	
2000		フィンランド、Committee for the Future を特別委員会から常任委員会に変更 イギリス、Sustainable Development Commission の設置(2011 年廃止)
2001		イスラエル、Parliamentary Commissioner for Future Generations を設置（2006 年廃止）
2004		ドイツ、Parliamentary Advisory Council on Sustainable Development を設置 リヒテンシュタインが Future Office を設置（2010 年に廃止)
2006	鈴村興太郎編の書籍「世代間衡平性の論理と倫理」が出版	
2007	ニコラス・スターンによる「The Stern Review」が出版。世代間衡平の観点から社会的割引率を選択するアプローチを採用し、議論を呼ぶ。	
2008	イーディス・ブラウン・ワイス（Edith Brown Weiss）が論文「Climate Change, Intergenerational Equity, and International Law」を公表。気候変動は本質的に世代間の問題であると指摘。1989 の著書の頃と状況が変わっていないとする。	
		ハンガリー、Parliamentary Commissioner for Future Generations を設置。（2011 年廃止）
2012		ハンガリー、Ombudsman (Deputy Commissioner) for Future Generations を設置 マルタが Guardian of Future Generations を任命 大阪大学の研究会「七世代ビジョンプロジェクト」にてフューチャー・デザインが議論され始める
2012.6		国連持続可能な発展会議 Rio+20 のレポート「Future we want」が発表。「将来世代のニーズを考慮し、持続可能な開発の達成に向け世代間連帯を強化する必要性を考慮する」と言及（パラ 86）
2013	サミュエル・シェフラーが書籍「死と後世」を出版。人々が暗黙のうちに集合的な後世を想定していることを指摘	
2013.8.15		国連が「Intergenerational Solidarity and the Needs of Future Generations」という報告書を作成。世代間連帯を強化する方策等を提示。生まれている将来世代とまだ生まれていない将来世代との区

		別、将来世代の権利における個人の権利と集団としての権利との区別にも言及
2014	J.C. Tremmel が書籍「A theory of intergenerational justice」を出版。世代間正義の定義等と世代間正義を実現する制度を議論	
2015		ウェールズにおいて、Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015 が成立
2015.4	西條辰義により書籍「フューチャー・デザイン: 七世代先を見据えた社会」が出版される。仮想将来世代の導入による意思決定の変化などを論じる	
2016.2		ウェールズにおいて、初の Future Generations Commissioner for Wales が就任
2016.12	Gonzalez-Ricoy & Gosseries により書籍「Institutions for Future Generations」（Oxford University Press）が出版	
2017	J. Boston が書籍「Governing for the future」を発表。将来世代を含む長期指向の民主主義的ガバナンスを実現するための原則や方策を議論	
2017.7	高知工科大学にフューチャー・デザイン研究所が開所	
2019.4		矢巾町、「未来戦略室」を設置（2023 年に課に格上げ）
2019	宇佐美誠が書籍「気候正義」を出版	
2020		国連が 75 周年記念の宣言にて「What we agree today, will affect the sustainability of our planet as well as the welfare of generations for decades to come….We will work together with partners to strengthen coordination and global governance for the common future of present and coming generations」と言及
2020.8		Jane Davidson により、ウェールズにおける取組をまとめた書籍「#FutureGen: Lessons from a Small Country」が出版
2020.10		キム・スタンリー・ロビンスンの小説「未来省」が刊行。2025 年 国連に通称「未来省」が設立されるという SF 小説。気候変動の甚大な悪影響と人類の対応などが描写される。
2021.2		Roman Krznaric により「The Good Ancestor: How to Think Long Term in a Short-Term World」が出版
2021.2.26		中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会および産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討 WG の合同会合において「将来世代からのヒアリング」という議題で若者を中心とする三団体からのヒアリングが行われる
2021.3.24		ドイツ連邦憲法裁判所、連邦気候保護法の 2030 年目標と各年の許容排出量を定めた規定が、2031 年以降の削減目標の定めを欠いている限りにおいて生命・身体の保護を求める基本権の規定と相いれず、連邦議会は遅くとも 2022 年 12 月 31 日までに、2031 年以降の削減目標を定めなければならないと判決
2021.4	大阪大学にフューチャー・デザイン革新拠点が設置 国立環境研究所にて、Beyond Generation プロジ	

	ェクト（正式名「持続社会における将来世代考慮レジームの構築」）が開始	
2021.4.23		衆議院環境委員会で気候変動問題に関して若者からの意見聴取が行われる
2021.5		オランダ、裁判所が Royal Dutch Shell への 2030 年までに CO2 排出量を 2019 年水準から 45%削減することを命ずる
2021.9		国連から「Our Common Agenda」という報告書が事務総長のレポートとして公表。12 のコミットメントが提示されており、その 1 つが若者と将来世代についてのコミットメントで、フューチャーラボの創設、将来世代特使の任命、将来世代宣言の策定などの制度改定案が提示されている。2023 年に未来サミットを開催することも明記
2021.9		Next Generation Fellows により報告書「Our Future Agenda: A vision and plan for next and future generations」が公表
2023		国連システム事務局長調整委員会が「将来世代に関する共通原則（Common Principles on Future Generations）」を承認。「人権と公平性に基づく将来世代のためのビジョンの推進」などの 8 原則からなる国連の行動原則である Rights of Future Generations が報告書「Maastricht principles on the human rights of future generations」を 7 月に発表（採択は 2 月）
2024	国際学術誌「Politics and Governance」が特集号「Considering Future Generations in Democratic Governance」を扱う	
2024.7.26	西條辰義による書籍「フューチャー・デザイン」が刊行。将来世代に感謝される社会デザインに向けた理論や実践を解説	
2024.8.29		韓国憲法裁判所が、カーボンニュートラルおよびグリーン成長に関する枠組み法が 2031 年から 2049 年までの削減目標を定めていないことを違憲と判決
2024.9.22-23		国連が未来サミットを開催。「未来のための憲章」ならびに附属書の「将来世代に関する宣言」と「グローバル・デジタル・コンパクト」が採択
2024.12.4		財務省にて「はじめてのフューチャー・デザイン」のウェブサイトが開設
2025.7.23		国際司法裁判所（ICJ）が、国際法上、国家には気候変動対策をとる義務があるとする、極めて重要な勧告的意見を公表
2025.10.9	法学者である P. Lawrence と哲学者である M. Reder が書籍「Representing Future Generations: Climate Change and the Global Legal Order」を刊行。次世代代表手法の実践方法などを提起	
2025.10.30		国立環境研究所が気候変動における世代間などの気候衡平性の被害等の程度を可視化する「気候衡平性ダッシュボード」を公表
2028		国連が未来サミット以降の取り組みをフォローアップ予定

本ディスカッションペーパーシリーズは、国立研究開発法人国立環境研究所の研究者および外部研究協力者によって行われた研究成果をとりまとめたものです。関係する方々から幅広く意見やコメントを得るための場として公開しています。
論文は、すべて研究者個人の責任で執筆されており、国立研究開発法人国立環境研究所の見解を示すものではありません。